

三井文庫史料叢書

三井高業学芸資料『高業抄』抄出

上・下

三井文庫 発行

三井高業学芸資料(1)

『高業抄』抄出(上)

三井高業小伝

浄瑠璃作者紀ノ上太郎、狂歌師仙果亭嘉栗の筆名で知られる三井高業は、南三井家(家祖の九男を初代とする家で三井六本家のうち)の第四代で、延享四年(一七四七)正月八日、同家第二代高博の二男として京都に生まれた。幼名長次郎、元服して八五郎と改名。兄高邦の養嗣子となり、安永元年(一七七二)二六歳のとき幕府御為替御用名前である次郎右衛門を襲名した。

幼くして京都で世継井斎に学び、家法によって江戸に勤番するようになつてからは片岡朱陵(肥後藩儒)・波井太室(佐倉藩儒)について儒学・漢詩文を学んだ。もっともこれらの学者たちは、いずれも三井高登(宗巴・子竜)・高興(宗点・子成)ら先輩の同族の師友であつたから、とくに高業の選択があつたわけではない。

高業は、明和三年(一七六六)の冬、栗柯亭木端の門に入つて、貞柳流の狂歌をつくり始めた。ときに二〇歳、仙果亭嘉栗は師木端から授けられた名である。以来安永二年(一七七三)七月

に木端が没するまで、師の添削加筆をうけて歌作に精進し、師なきあとは貞柳流歌壇を指導しつづけた。『狂歌奈羅飛岡』(安永六年刊)を初めとする一門・社中の歌集の撰歌・出版、『油煙斎貞柳伝』の著作(寛政二年自家刊行)など、嘉栗がその一生を通じて祖師貞柳の顕彰と門流の振興につくすところ大なるものがあつた。

父高博に伴われて幼時から芝居に馴染んでいた高業は、安永五年(一七七六)八月に江戸外記座で上演された『河井正宗刀由来志賀の敵討』を処女作として、劇作に手を染め、『糸桜本町育』(安永六年初演)、『大山石尊納太刀替鑑』(安永八年初演)、『姉ハ宮城野妹ハしのぶ碁太平記白石嘶』(同九年初演)を薩摩外記座のために作つた。紀ノ上太郎は高業の劇作における筆名で、福内鬼外(平賀源内の筆名)・烏亭焉馬らと並ぶ江戸浄瑠璃作家を代表する一人に数えられた。紀ノ上太郎の名は、大阪豊竹座々附作者として知られた紀ノ海音に因んだものであろうが、海音は高業の誕生以前に没しているから、直接の師弟関係があつたわけではない。海音が嘉栗としての高業の尊信おくあたわなかつた油煙斎貞柳の弟(従弟とも)と伝

えられていたことによるかと推測される。

高業が劇作上の先輩として接したのは、大阪竹本座の立作者、近松半二であった。半二の死後、その遺稿『独判断』に「同好友 紀上太郎」の跋文を付して上梓しているところにも、両者の親交がうかがわれる。

上太郎の作品のうちで最も評価の高かったものは、烏亭焉馬との合作になる『碁太平記白石噺』であった。奥州白石領の百姓の娘姉妹が父の敵である武士を討ったという稀有の事件を、由井正雪の乱や楠木正成と組み合わせて筋立てたこの作品は初演から好評を博し、現在も上演される歌舞伎演目となっていて、改作・翻案も多い（国立劇場芸能調査室編「碁太平記白石噺上演年表」・『国立劇場上演資料集』六五）。そのみならず、写楽の大首絵の初作をはじめとして、しばしば錦絵の画題にも採り上げられ、また山東京伝の『娘敵討古郷錦』をはじめとする読本ともなって広く流布した。そして、揚屋の段を中心として都市の大歌舞伎で上演されつづけた反面、百姓の武士に対する敵討を主題とする民間芸能として、北は青森から南は沖縄にいたる全国各地の農村で、盆踊・神楽・人形芝居・組踊が演じつづけられて現在にいたっている（茶谷十六「奥州白石噺の成立と展開」・『東北民衆の闘いと文化』〔民族芸術研究所紀要2〕）。

しかし、紀ノ上太郎としての高業の劇作活動は、この『碁太平記白石噺』をもって終っている。当時の三井家が抱えていた困難な問題に直面しなければならぬ状況と、一身をそれに打込まず

におられない性格とが、高業を劇界から手を引かせたのであったと思われる。

そもそも、享保七年（一七二二）に確立された三井家の財産共有制と、それを支えるための大元方による同族諸個人と営業とに対する強い統制制度は、隆替つねならない商家の維持にとって有効な組織として機能したのであるが、それだけにまた内部にさまざまな矛盾や緊張を生みださずにはいなかった。とくに高業の生きたのは、いわゆる田沼時代から寛政改革にいたる、社会全体の大きな変動期であったから、営業の上でも同族諸個人の行動様式の上でも、既成の制度組織に改変をうながさずにおかない情勢であった。「安永持分け」と呼ばれる、呉服店系統・両替店系統および伊勢松坂へ同族と営業を三分割する、同苗一致の家法によって未曾有の改革が行われたのはそのためであったが、そこに至る経緯や分離後の実情には、同族間の陰湿な角逐が内在しつづけた。幕府の御為替御用名前である次郎右衛門を襲名していた高業は、両替店系統に属したが、同族・重役手代の間に根強くあった再統合の動きに加担し、とくに天明三年（一七八三）に同族の首脳部をなす大元方役となつてからは、問題の解決に全力を傾注した。

しかし内紛は一層激しくなり、遂に紀州藩、ついで幕府の取上げるところとなつて、三井家の存亡にかかわる大事にまで至つた。この間、天明四年（一七八四）一〇月に次郎右衛門名前と家督を息子に譲り、連家家原家に入って隠居して、家原長次郎を名乗っていた高業は、最終的に罪を一身に負って重追放の刑を幕府

から受け、一家の急を救うとともに再統合への途を切りひらいた。そして、自らは大津、ついで大阪に寓居して、貞柳流狂歌の指導・堀江芝居の浄瑠璃添削およびとくに生来好んで止まなかった旅行などに自適の日を過したが、寛政十一年（一七九九）四月、旅途の伏見で発病、ひそかに運ばれた京都で同月二三日に歿した。享年五三。追放の身をはばかって、大阪生玉の西方寺に葬られた。

狂歌・劇作をよくした多才の人ではあったが、高業は決して軽薄・逸遊の徒ではなかった。むしろ西方寺の墓碑に刻まれた皆川淇園撰文になる墓誌が記している通り、博覧彊記な篤学、篤実の人物であった。いまここに紹介するのは、そのような高業の実像を伝え、かつ近世学芸史料となるべきものを、南三井家当主三井高陽氏と三井文庫に襲蔵される数多い遺稿・関係書翰類のうちから適宜に選んだものである。紙幅に制約されて抄出を余儀なくされたが、他日の集成を期したいと思う。

なお、昭和三〇年（一九五五）嘉栗追善会席上の講演を中心にまとめられた『嘉栗研究』（三井高陽編、三井家蔵版、一九五五年）は、高業の伝記・作品等に関する研究の礎として貴重なものであり、予定されている続巻の刊行が期待される。

（中井信彦・今井典子）

高業抄(抄出)

例言

- 一 原本は三井高業自筆の全六冊の草稿で、三井高陽氏の所蔵にかかる。
 - 一 抄出の基準は、高業自身の見聞・意見・批評を含むことにおいた。
 - 一 段落ごとに、原本にない小見出しを、番号とともに挿入した。抄出せず省略した部分も小見出しだけは掲出した。
 - 一 漢字・仮名とも通用の字体に改め、読点・濁点を加えた。
 - 一 闕字・平出は続け書きに改めた。
 - 一 * 印を付した項は、高業の未刊の随筆『つらく／＼反古』(自筆稿三井高陽氏蔵)に採録されたものであることを示す。
- 同書との関係を含めて、本書の解題は巻末に付する。

高業抄第一

1 人は養生の道こそ専なれ
人は養生の道こそ専なれ、少しくもやまひあるときは思ふ程の孝も叶はず、仁義の道もおのづからすたれるやうにて、一生涯はふれにたる人となれらんは、ほいなき事のかぎりならんかし

2 さる人のたばこ入に

われいときなかりしとき、さる人のたばこ入にうつくしき手して、月は入かたの空いときようすみわたれるに、風いとすゞしく吹て草村の虫の声々もよほしがほなるも、いとたちはなれにくきくさのもとなりとかけるを見侍りて、稚心にもあぢに景色おぼえて、いかなることのはぞやとたづねしに、彼人みづからつくりて書るよしいひしまゝ、此人歌などよむにやといとやさしうおぼへるたりしに、此後年月へて源語桐壺の巻にて此ことば見つけ侍りて、始て彼人のいつはりし事をしりぬ、何のわきまへもなき童心にけしきすゞしく覚へしは、彼物語の妙言深く人情に通徹せる所あるにこそと、更に感じ入ぬ

3 枳穀・午房の弁(略)

4 本朝古書撰者のこと(略)

5 存生の正一位、仲麻呂・清麻呂考ほか(略)

6 神服讚州談、古書引用の古語に就て

神服讚州は談話のつゝにいへる、古き書物などに古語を引し所、声は同じくて文字のたがひぬる事あるは、唯引書を見ずに思ふに任せてかける古人の心却て殊勝也と云し、いとたうとし

7 世継謙溪先生歿後の記

予幼きときわづかものよみ手習せし師世継謙溪先生は、笠原玄番とかやいひし人の門弟にて、儒道博く究、また和歌をたしなみ画かきなど、万ゆへつき給ひしが、一子太仲孝齋不幸短命成しかば、外に世つげる人もなくて明和⁽¹⁷⁸⁹⁾八月十八日八十二才にて身まかり給ひし、予も病勞中折ふしごとに見舞候しかど、五六日うちたへ侍りしうちに、つゐに身まかり給ひしかば、しばらくしり侍らざりし、しかるにおなじ門弟中のねもころ成る方よりしらせ侍て、葬送の日も野べ迄送り侍りぬ、たよりける人なきまゝ年比たくはへ置給ひし書物、あるは調度なども、飛鳥川ふちにもあらずものしけるに、さるべき学徒もなければ、皆々よに貴く思ふ品はわかちとりてけり、予はかゝる事もしらず、しばし程へて内室おとね殿見舞しに、女儀の事なればさかしきやうなれどかくの如くとはしり給はずしてあらまし咄し給ふに、予も行末の御かたみとも思ふべき手なれ給ひし調度やなどものこりあるやと尋ねしに、慶長板の大学孟子中庸、又先生自画して子息享齋へあたへ給ひし文宣王子思孟子の三幅対の掛地ありしかば、うれしくてやがて申うけ侍りぬ、かゝる先生の亡跡にしかるべき弟子のなきは亡魂もはづかしと思し給はんなれど、いかなる人々なればにや第一にこそとらずとも数多の人の中になど心つかずやありけん、あるは雪舟元信などの世にもあつかふかぎりは心もなくものして、自画の聖像大学などとの世にこそせし人の心のうちきゝたし、しかるに内証おとねどのも身まかられ、跡に六家集牡丹花老人自

筆の侍りしを、先生存生の内したしかりし表具師何がし、おとね殿かた始終を話せしに、亡跡々先生の靈神号 異齋齋侍るを廟所本満寺の塔中に納めん料に銀子入侍とて弟子中へつかはし料にかへんのよし聞しかば、やがて求め侍りしに先生印石の筥ともそへてこしぬ、ことし不思議に先生のかたみを見ることつきぬゑにしにや、かの石印の筥日比見侍りしにたがはで、亡あとのかくはかなきを更に哀とぞ思へ、翁の不幸を願して予が幸を得たる事おこがましく、かいつけ侍るもまた翁の不幸のひとつにや

予が家僕徳田秀実翁の古き門人にて、右等の節も事□けり

8 若狭太守の仁政

明和八辛卯冬若狭太守領分の内七十余才の人撰出し、鳥目七十文つゝ恵み給ふよし、忝き仁政なりし、又博奕流行の所なるを太守殊にきらひ給ひ、きびしく詮議ありて根をたち給ひしよし、是もまためでたし

9 新撰髓腦の撰者(略)

10 源氏河海抄に(略)

11 狂歌五首(略)

12 雑俳拔書(略)

13 平維章の和学弁に(略)

14 太宰純の経済録序に

太宰純の経済録序に云、漢の世にての大將軍を日本の公方に比すれば頗る軽し、日本国王と称し奉りて可也、鹿苑院殿の朝鮮へ返書に日本王と書送り玉へり、当代は山城天皇を憚らせ玉ひて王号

を称し玉はず、謙遜は盛徳の事なれども国家の尊号正しからざれば文字に見はし書籍に載するに及で何とも称し奉るべき様なし、大君と称し奉る者あれども僭称也、大君は天子也、將軍は尊爵にあらず、大樹といふも將軍の別号也、室町家の時より公方の号あれども義理なき文字也と、又同じつゞきに云、東照宮海内を統御し玉ひてより已来は、江戸に都を定め玉へば鎌倉室町の例に依て江戸の世ともいふべし、中華の人は当代を称するに国朝とも本朝ともいふ、日本の今の世の事言んとするに国号なければ何とも稱すべき詞なしと書り、愚案、是いかなる事ぞや、当代禁裏の事は主上とも今上皇帝とも申べし、江戸の御事は將軍と申奉りて何分にも事たりぬべし、正しく征夷將軍にて渡らせ奉ふものをや、それを無理に漢の將軍に相当せんとして不当といふはあたらぬはず也、日本の將軍は日本の將軍にて漢の將軍のみ也、又室町鎌倉の時とても、その世に今は鎌倉の代今は室町の代とはいふべからず、時過後にこそその時代をさして鎌倉とも室町ともいふなれ、もろこしはともあれ日本は万々代当今主上、將軍は將軍と申奉るべき事ならし、惣体に上の事を評し奉り、無理に漢の事にあてゝ義理をつけたる書、時代のまぎらはしきにつけ江戸の代とよばんとは、誰に見せんとてその書をかきけるぞや、当時の事を諫奉らんとならばすぐにさし上べく、直にさし上る書に当代の称号を私につけ奉らんとは弥恐るべき事ならずや、もし書林に板行して諸人に見せんと書ならば時代のまぎらはしき尤の事なれども、下として上を評し奉る罪いづれのがれあるまじくや

15 江源武鑑に(略)

16 鎌倉光明寺什物勅額の年代のこと(略)

17 秋田城之助、木下元吉のこと(略)

18 神代卷藻塩草に(略)

19 契約を交する事を小便と云ふ由来

加藤左馬之助嘉明の宅にて、福嶋左衛門大夫正則平野権平(つら)など酒のみ打とけて物語ありしに、酒もやゝ闌に及ぶ頃、嘉明の家来河村権吉郎座敷に出てともに物語の時「正則のいふ(「内抹消されている」)、権吉には知行いか程をくらるやと、嘉明のいふ、五千石なり」と時に、正則権平にいへるは、貴殿今纔に五千石を領知せらるゝ事残念なり、此家の権吉郎も五千石にて同じ事なり、今より我家に來り玉はゞ二万石進ずべしと、権平のいふ、先以忝し、いかにも貴殿の家に入りて臣とならんと互に契約して酒もまた過る頃、権平座敷の障子をひらきて椽より小便をしながら、いかに正則殿貴殿の家に至りて二万石を領せんはうれしけれど主従となりてはかく心安く小便をする事なるまじければ契約を交する也、それよりは此まゝに権平も五千石、権吉も五千石にて事足れりといふ、正則のいふ、一たん武士の約せし事遺変(つひ)する事権平には似ずとさんぐいへども、小便しやゝと計にて戯れて其座を立けるとかや、世に契約を交する事を小便といふは是より起れりといへり

20 軻遇突智の訓(略)

21 藻塩草に

藻塩草に、伊奘諾尊醜女に追れて大樹に向て放尿といふ段に、人

ノ放尿ニハ陰処ヲ求ム自然ノ敬也、又鬼ヲ見レバ向テ放尿スルハ古ノ禁法也ト、又今モ俗ニ信約ヲ変ズルヲ小便スルト云ヘリト、此次に伊弉諾尊相向而立遂建絶妻之誓とあれば、此説もよりどころあるにや

(欄外)「略諾尊乃向ニ大樹ニ放尿此即化成ニ巨川ニ泉津日狭女將レ渡ニ其水ニ之問諾尊已至ニ泉津平坂ニ故便以ニ千人所引磐石ニ塞ニ其坂路ニ与ニ冊尊ニ相向……」

22 山脇氏腑分けのこと

中附鳳話

明和八極月科罪の女あり、山脇氏官に申て腑をわくるに、都て素問靈枢の説は違へりとぞ、肺の八葉も四葉のよし、素問は瀕の通りとぞ

予思ふに、罪人とても死骸の腑をわかちなど、ことに女の身もし靈あらばいかに恥がしからん、腑分はあまり医に益なき事と聞は不仁に似たる歟、中華の人さる不仁はせまじ、紅毛諸蛮のごときはかやうの事に委しと聞は夷狄のわざなるかな、素問の説弥貴し

23 すさましはすさむましくといふ事か(略)

24 八幡初卯の日に売る鎗

八幡初卯の日うるもの、鎗のごときは、古の卯杖の遺風にや、昔は破魔弓やうのものをうりしが鎗は近代の事にや

25 聖廟神詠

聖廟神詠跋 此御詠者応安八年二月廿五日、花山院僧正菅家之一

流秘書御伝受之時、御作不審条々被尋、就固難及誓文相伝所望依難去出之、貴方又他所不可被出此□秘而已求之

康応元年七月廿日書写之 応永七年十二月十一日書写之

文安三年八月七日書写之 万治三年二月廿五日書写之

此本以藤三位長藤卿所藏、今写畢

宝永四年□冬

参議韶光

勘解由小路殿也

春部

東風吹はにほひをこせよ梅花やへ山吹の花につゝみて

拾遺十六雜 春ながされ侍けるとき家の梅の花をみ侍りて

東風吹は匂ひをこせよ梅花あるじなしとて春な忘れそ

なさけなく折てけるかな我宿のあるじ忘れぬ梅の立枝を

新古今十九神祇歌 此歌は建久二年の春のころ、つくしへま□

りけるものゝ安楽寺の梅をおりて侍ける夜の夢に見へけるとなん

一云、おる人つらし我やどのと有、是安楽寺にて梅花を人のお

りてける夜の夢想の御歌也

此花ぞこち吹風にさそはれてあるじわすれずにはふ梅がえ

一云、是やこの東風吹風に匂ひきて我を尋ねし梅の立枝ぞ

西吹ば都にかへれ梅花かゝる浮世に名をなとどめそ

ふる里は帰りて旅に成やせんおぼつかなきは梅の一えだ

梅はとび桜はかるゝ世中に松ばかりこそつれなかりけり 嘉不審

我宿の梅はあるじを忘れぬに松は何とて難面かるらん

いにしへはあるじをしたふ梅もあり松は物をやおもはざるらん

後撰第二春中

家より遠き所にまいる時前栽の桜のはなにゆひつけ待ける
梅の花ぬしを忘れぬ物ならば吹こん風にことづてもせよ

一云、梅花後撰にはさくら花と有

定家自筆の本に見へたり

北野にはなにぞの草か生ざらんた松のみぞかざり也ける
吾いむもの花のあたりによもうへじ風の宿する庭の松がえ
松に吹て花にはよきよ春の風心つくしの思出にせん

26 四納言、本朝称唐官十二人のこと(略)

27 後撰夷曲、古今夷曲に(略)

28 和字正濫抄

和字正濫抄 初をうひと書て物の名のわれはけさうひにぞ見つる
の歌をひけり、物の名の中□をはかこめたるかうはいかでかなど
は仮名違ひたれど物の名にはくるしからぬ歟、ゆへに木師狂歌の
例にひき玉へり、正濫の説と齟齬せりいかゞ 同書紅梅の処も参考
すべし

又犯の字をかすと書て此仮名未証を見ず、常にかく書習へり、和
名に松蘿をさるをがせといへり、猿侵の義ならば証とすべしと
云々

案、猿をがせは猿苧かせなり、深山の木にある苧の如くのも
のゆへかく名付たり、侵の義にはあるべからず

又昨夜より 万葉うは音便なり、土佐日記□帖によんへとあ
るは音便なるを賤しき者の言となれり、ゆふべといふはようべの

片言なるをよき人の言となれり、日本記には昨夜をきすといひ万
葉にはきそとよめりと云々

愚案、此昨夜はよべともいひてよんべもおなじく夜辺なり、
ゆふべは夕辺にて昨夜の事にはあらざる歟、ゆふべをよんべ
の片言といふはいかゞ

又詣まうづ まてともいへり、万葉に参出をまゐでとよめり、あ
とうと、てとつ五音通してまうづとはいふなり、俗には神仏の御
もとへまゐるをのみいふと思へり、然らず、古今に月おもしろし
とてみつねがまうできたるになどありと云々

愚案、参出をまゐで万葉にあらば出はいのかなにてはあらざ
るべし、しかるに同書い字の処に出いづとあり、此処にて齟
齬する歟、所詮まうできたるは参り出来る也、いるのかな出
にはいづれにや

又牛蒡うまふゝき 和名に一名きたきす、世間には音にいふ、蒡
は博郎の切こぼうと書べし、字もまた房に作るは誤なり、蒡をふ
ゝきと和名にかゝれたればうまふゝきは下のふはうのごとくいひ
て意は美蔭なり、其葉蔭に似て老ぬさき茎はくふ物にてもあれ
ば、さてかくは名付たりと云々

愚案、物の大きなるを馬といふ事馬寛、馬芹などの類多し、
これも蔭よりはこわくしきものなれば馬なるべし、茎の味
も若き時くふとはいへど、蔭にはおとれば美と称すべきもの
にはあらざるべし

又すさふ 雨風などの降まさり吹まさるやうの事にいへり、人も

すさめぬ駒もすさめずなどいふは愛せぬ心と見ゆ、これはめにかよへばすさむと書べし、又くちずさみ手すさみはなぐさむ心なり、これもみにかよへばくちずさむとかくべき歟と云々

愚案、古今駒もすさめずかる人もなしといへるはなるほど愛せぬ心也、又物語の詞或は歌の詞書などに女の男にすさめられてなどいふあり、前の駒もすさめずの心にて見れば愛しらるゝ様なれど愛せられずすてられたる心也、これは前のなぐさむの心にて俗になぐさみものにしたるといふ詞とよく叶ひて、かく見れば駒もすさめずもよく叶ふにや、口ずさみ手すさみもつともおなじくなくさむなり、なぐさむといふとなぐさみものにしたるといふも同じ詞にて意大きにちがふ歟

29 はたち計の頃友と鞍馬に詣て

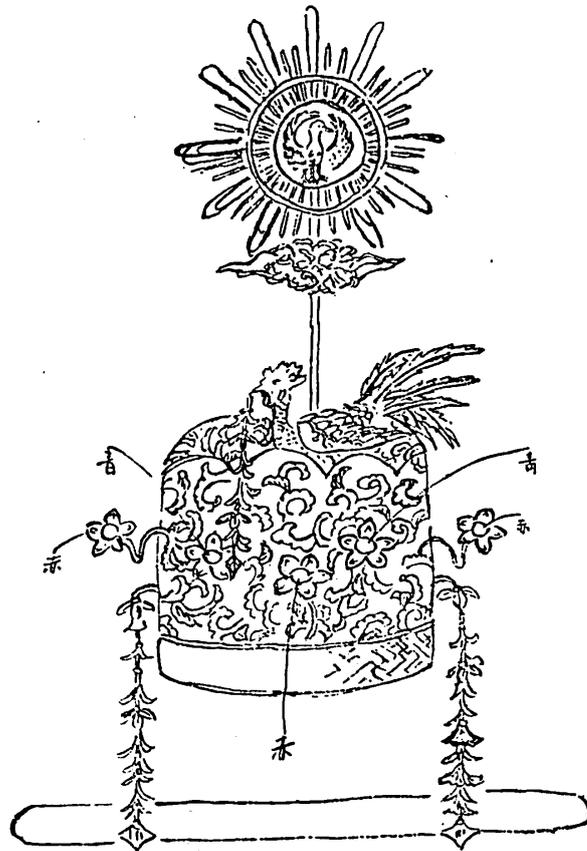
予はたち計の頃同じ比の友と五月鞍馬に詣て、夜に入上加茂に休らふ、鴨と水菜を煮て商ふ店なり、同行のもの酒のみて一碗を求めんといふ、十せん也、菜計を調んといへば八せん成りといふ、予が曰、しからば我れ二せんにて鴨計を買んといふ、亭主詞なし、同じく一店に休ふ人おとがひをとく

30 常陸は日縦の訓か(略)

31 女帝御衣の事

東武渋谷太室先生頼に付、女帝御衣の事神服讃州へ尋、則滋野井殿御伺の上左の通

○原本ここに下段の図がある。



女帝御礼服

宝冠 見図

白綾大袖 無繻

同 小袖 同

白薄物御裳 無繻 御腰ヲ纏フ

白綾御裙 前バカリ

御綏一具 長一短二
如男帝

玉珮二旒 如男帝

錦御襪 如男帝

御穿^{ツク} 朱漆 如男帝

御牙笏

已上 滋野井殿御直書之写

御平日 堂上方御盃ナドノ節

鳳形ノ釵子^{ヤイ} 御髪スベラカシ

御小うち着 白綾黄綾ナド色々

緋御袴

32 鞍馬山竹切拜見、大悲山紀行(略)

33 高登子詠草奥書

高登子詠草官部孫八義正東武松平右京大夫殿家士に点を乞ひ、また小沢蘆庵子に見とられける、その詠草の奥書の写し

いづれもよく聞へ候、近比の御稽古にはおどろき入候、かほどになされ候ては早々御入門よろしく候、尤是迄の通り玄仲へ下なをしをば御たのみ候て詠草さし出され候やうになさる

べし、誠にかほどの御詠とはぞんじ不申候所、兩三年の御稽古とは見へ不申候、御出精候はとすみやかに御得心あるべく候、歌の道は年月歌数をよみたるにもよらず、はやく得心する人もある事にて候やうに承及候、あしく心懸候へば年月の修行も中々あしきかたにおもむき候もあるべく候、御詠などはくれぐれも感心候事也、御たのもしく存候、勿論玄仲出精にて候半なれど御心がけもなみくならぬ事と存候、愚詠をも御なぐさみに追々みせまいらせ候半、玄仲へ御見せ無遠慮あしき所申てもらひたく候、とにもかくにもうたは人にみせて所存を聞候が第一のけいこになる事に候、玄仲のうたも久々見不申候、御見せ被下候はと愚意をも申べく候、たゞよむ事のやすく、よくよむ事かたき道にて候か、すなほにてちからもありたけもありて優美なるうた百首に一首も出来がたく候、先稽古初心のほどはいかにもやすらかによく聞ゆるやうによみ給ふ事専要と聞へ候、夫がかたき事に御ざ候、愚詠をもおぼしめし御書付可被下候、已上

よし正

よし正加筆一覽畢、奥書のうちよみかたのこと仰て信ぜらるべく候、これ皆古代明匠の要語也、そもくやつがれすどしきいづみのあたりをやはれしより、ひとりさまよひありきて紀の川の流をさかのぼり、山のべのかすみをたどり柿のものと古き風をしたふあまり千はやぶる神代のさまをさへうかぶふに、師なくて歌をよめるたぐひすくなからず、むべしこ

そひとの心をたねとしてとはいひけれとおもひなりぬ、しかはあれど万のことはとなれるならひなれば、詞のさたは名だゝる人のわきまへおける文のまきいとおほければ、それが中にも古歌をもて証とし、あるはことわりのたゞしきにしたがひて、ひとつ家のことぐさをしひて生したつることなし、これよりこのかた志をおなじうする人にあらざれば此みちをさたしわきまふることなし、それをいかにといふに一家をたつる人は師のつたへあり、それを学ぶ人の詞もし我しる所にたがひたるをとがむるに、かの人むべなりと思へば師にうたがひをおこす、師をうたがへばみちをあやまつ、又ことわりなしとおもへばあざけりをうく、自他のため何のやくかあらん、師は学ぶ人の功拙によりて歌をさたす、よけれども難し、あしけれどもほむる事あり、他人いかんぞ是をさたせむや、又諸説の一定ならざる事もしかなり、義正の難に我又加筆するにてしらるべし、かく思ひとりてひとりまなびし窓のうちにはほたるばかりのひかりもなく、つもれるとしのしるしのみかしらのゆきとふりゆく、翁のさたしける歌たま／＼義正同意のよし、我身のさちもすくなきにあらず、いそぎすゝめにしたがひてかのながれをくまるべし、ただし案を見愚意を加ふことはゆめ／＼おもひよらざる事也、その理上にいふがごとし、歌を見せあはせ異見をきくなどは同じ家風になびく人どち、あるは又やつがれやうのさだまれる師もなきあせうたよみの事にこそ侍れ、ことに義正の詠いかでか詞を

そふることのあらん、数首感吟時をうつし候、誠に明師にあひ多年修練已達の詠なれば、金玉の声をもあざむくばかりにおほへ候、二三まいはまげて印申うべく候也

蘆庵

34 多度津・安濃津・熱田の名(略)

35 述懐浪華書

述懐浪華書

古今の序に和歌の六義を謂、又歌仙六人を上られたり、さすが浪華は繁華なり、むかしを聞今を見るに狂歌にも六人の数奇者有、貞柳・走帆・木端・一本亭・紫笛・貞右是也

柳翁や月ならで雲の上まですみのぼる是はいかなるゆえん成らんの歌に亭号世に広く良夜を一期の終りとして月に所縁の風雅の先達とや、恐れある事ながら菅公を風月の神と崇め奉るに思ひ合されていみじけれ

走帆や同じ時世なれど事異にして口実クワシのいましめに言り、上和歌にて下狂歌と成、下和歌にして上狂歌と成を嫌ひにき、扱は上下不相応を忌むかと思れば集の中に上下照対せぬも見へたり、いはゞ友猿の尻付にはらか／＼ゆるのたとへ纓繩に近し

木端や柳の門に心をよせしかも似雲の腸を吞込、狂歌の制禁爰にたしか也、されど落句詰りの尤歌多く、数の集物に面白きもあれどさすが坊主の歌とて長談義の心下手も見えて気の毒也

一本亭や雪月に面白き又は詠めちふ言葉聞に耳痛く見るに目に染めり、日に聞サキみサキがき立サキにき玉の詠も、京師檀王に名を振ふすつ

ほん亭に息吹れて曇りしも哀れ也

紫笛や歌は上手也、道歌也、惜哉後年鼻高からんと欲して花も実もなき異見歌を世にひけらかす、近比無心抄ちふ集を見れば以前はかく思ひし中世如何に言し今や此意を知りぬなど、禅好に似合はざる心根末期の安心疑はし、去ながら今も在世ならば能き道に出ても耳を悦ばせんものと惜しまるれ、夫が中に柳翁の意をさみせし本トを忘れたるは憎ましけれ

貞右や雛の握り陰莖を言ひしより金丸の名端町に聞へ、滅法歌識者の耳こそばく、終に下手の名をとりし器量世に広し、されば蓼喰ふ虫の多きもかなしけれ、あるは両節より折々世に喬る誹諸師形氣の摺ものこそ八雲の端に座しては無念也、この外縁斎の号数多くも名に喬る人々爰かしこにしげし、歌道の異端にも茶師誹師宗門、牛は牛馬は馬とつき合はねあふこそほいなけれ、中には好雅の熟字を雅を好と顛倒を名によぼるゝ風流の決粹あり、繁花く遠くに叶はぬ事と筆とめまいらせ候、かしく

越後新潟問屋記

36 百喜堂貞史社中の明月吟評(略)

* 37 世に行はるゝ茶の湯といふを見るに

世に行はるゝ茶の湯といふを見るに、客も亭主も日比の懇を其日には格別に隔意がましく麻上下を着して、常に悪るくちいふ友も俄にいんぎんになりて心にはいかと思ふかしらねど見るほどの器をほめ、帰路にははやかればよけれどこゝの所がいかゞなれどやがてそしるもあさまし、抑東山殿時代にはじまりけるよしなれど

その始はかゝる事にはあらざるべし、僧が茶の湯をすれば三衣はかけずして客は上下を着し僧客になりても同じく三衣は着せず、呼れても請じても俗人は麻上下を着す、僧計無礼なるはいかにぞや、夫茶は七八分も禅学によりて遁世隠士の翫びにて、只あるにまかせたる庵に炉をかまへて心友を招きてしぶ茶をもてなし心を清し閑談して楽しぶの道ならずや、さればこそ僧衣のごとき長き袖は客に成ても亭主に成ても進退六ヶ敷もことほりなり、只繕ひかざる事なく平生の服にて心を楽しぶの道なれば也、飲食饗応に礼なくてはあらねど所詮隠逸の士遁世の僧風塵をさけたる翫びなれば、上下にて魏々堂々としたる事にはあらざるべし、今の俗麻上下にて奔走するを礼と覚えたるはおかし、誠礼ならば縉紳家はもとより僧といふとも僧正僧都より已下夫々の官服にて出會すべき事なるに、その通りにては三疊式疊の小庵一客一亭といふともつとまるべからず、されば青雲の志のものゝ翫びふける道にはあらず、さればこそ昔が今に至る迄世に名をしられたる博達の鴻儒の茶を好し事聞及ず、多くは是をそしれり、いか様にも冠裳束或は僧正などの官服にてにじりあがりを這登るならばさぞかしよき見ものなるべし、町人といふとも半上下なき昔ならば烏帽子素襖の礼服なるべし、それにては決して出来ぬ業なれば表立たる事にあらずと思ふべし、今の世大紋素襖は町人の見なれぬもの故半上下をきつとしたる礼と覚えたるもあさまし、是足利の末戦国の製にて事を闕たる弁利の服なる事をしらずや、今茶を専にする人も茶壺茶杓のもちやうのみ手練するを事として聊も心をすます参禅

の意はなし、珠光の意には大に違ひ侍るべし、紹鷗といふもさのみの人がらにもあらず、まいて利休などいふものは文盲不学の族戦国不文の時只一時風流の数寄を以て名をなしたる計にて元賤しき心より用ひらるゝに心おごりて、後は二条院の御塔を我塔となし大徳寺の門に自像をあげしなど罪に坐して、その辞世の語も自負の大言誠に斬罪のものゝ小歌とやらん少しも謙退辞讓の心なきをもて卑俗の姓を顯したるといふべし、もとより世に茶の湯の器ほど価貴きものはなし、夫を自慢に出して人にはほり又是を家業とするもの□唐もの盆立は何程真の台子は何ほどゝ礼金を定めて伝授し是を習ひ伝へしものも立る手前を平人に見する事もならず、習ひ得ても又是を伝へし人ならでは客に招くあたはず、抑何の為いつの用に習ひ侍る事にや、誠に狭きとやいはん決して大人達士の翫びものにはあらずとしるべし

38 文海披沙に(略)

39 京近在の夙は守戸の跡か(略)

* 40 人の養生は天地自然にまかせたるこそ

人の養生は天地自然にまかせたるこそよかるべし、月の盈虚海水の潮汐によりて蛤蚌甲蟹の属の肉も満る時あり減ずる時あり、鳥獸の肉味も冬は一入膏の多きにてもしるべし、人氣も自然の盈虚あり、抑親子のあひ夫妻の愛其外世渡る業につけ喜怒哀悪等の七情にやぶらるゝ事はかりがたし、屋敷つとめ侯館勤務はもとより風呂敷布帛諸器鬻かたげる商人も得意さきの氣に違はじといやな酒ものまねばならぬは、親をはごくみ妻子を養ふたつきなればい

かんともしがたし、誠によんどころなき次第なり、此外にだてとまけおしみといふことにて身を損する事多し、此処を慎まずんばあるべからず、私は一升やなどの酒はなんでも御ざりませぬといふわろも、折にふれては一滴の匂ひもいやな時あり、麦飯はおはちに一盃などは朝腹で御ざるといふた人もおしこんでもはいらぬ時あり、それをかの伊達と負惜みにて、日頃の口をうそにせまじと鼻はちく悪酒もしかみかへりて大盞を傾け、しる鉢の一杓子もまひと杓と望んで出ると、これはけしからぬと一座が替るのやらそしるのやらしれぬ詞に乗せられ、翌日のくるしみ終にはとりかへしのならぬ病にとりつくも、これらこそ誠に人の私に自身をあやまちて、かの天然に違ふゆへなり、同じ積氣鬱症にても、時によりて月花の酒宴或は遊里劇場にて心寛々として開く時あり、又閑栖の地に至りて心を清し寂寥たる山間清泉の流れなどに心をすまし、自客氣去て快然と納る時もあり、こゝをひとつふみ違へて賑やかを好むときかの寂々たる所にいたれば、心しみ／＼としみ、かへりて心細く物悲しく、かへりて鬱をそふる事あり、又静なるを好むとき劇場などに至れば、一日のくはた／＼宿に帰りても頭痛にひゞき、いよ／＼上氣して氣をふさぎ、花街の席も仲居妓子の物いひもしつこうしくたいこもちの無理当もうつとしく、疝積に障り少しも保養にならぬは、是自然の氣に逆ふゆへなり、禽獸虫魚とても情慾はありといへども、一体を自然にまかせて此まけおしみのなきゆへにこそ天然の寿は保つとしるべし、秋の虫の露になくも時の氣におのが調子の自然にあふたるゆへに音を出

すなり、謡浄るりかたる人の妙音も時によりては砂糖湯もズドウ
 ボも聞かぬ時は、時の調子にあはぬ時としるべし、此時にはり上
 てむりむたいにしぼり出すは、臓をもむ計にて一つもやくにはた
 んず病をうくべし、鳥の月夜になき鶏の時をつけ、鶯の音をいる
 れば時鳥の鳴そめ燕のかへれば雁の来るも自然の理にして、然し
 てしからしむる由縁みづからはしらず、いさゝかも私意を以てな
 すにあらず、仙人といふもかの七情の場をさけて深山に入て製熟
 の物を食はず、天地自然の果実を喰ひ年をふるに随ひ人間に遠く
 禽獸に等しく、生を自然にまかせるものなるべし、八百年九百年
 生たるとはいふものゝ形の腐朽せぬといふ迄にて、心は人間世の
 心にあらず、親も子も女房も友達も皆死うせてもかなしくも何と
 もない心にならねば叶はず、我身ひとり深山にとほとんと生たれば
 とて、さりとは面白からぬ事なるべし、親子夫婦とも此くらしに
 て酒肴もくひ芝居へもいて此身此まゝ仙人にならるゝものならよ
 けれども、さうはならぬが浮世なるべし

- 41 九条尚実朔旦冬至の文(略)
 42 壬生寺什物、壬生忠岑硯(略)
 43 光格天皇御加冠寿詞(略)
 44 雅言(渋井太室襍識志より抜書)(略)
 45 神道名目類聚鈔に(略)
 46 節分の夜豆をいりて

世継謙溪先生

せちぶんの夜豆をいりて打まきてはらひする事すとて、そのこと

ばを句のくつかうぶりにおきて としもり

ふるとしと来る春今ぞわくる夜はうれしやよむに千々のをし
 へを

おろかなる身の神聖のおきてをかりにもよむは、なにの幸かこれ
 にくわゑんと思へばくいとかしこくてなん

47 馬杉隆啓死去の時

宝曆十一辛巳年三月廿三日馬杉隆啓死去の時、春の山辺の香一包
 そのうへに

ちる花をしたふ心の谷深み春の山辺に匂ひ残ると

48 奉公八役・馬毛並名称(略)

49 事文類聚に(略)

50 白氏文集に(略)

51 溪蛙抄

溪蛙抄序

昇平之地盛隆而文雅士探旧索新、然ドモ百物時移物換謬誤亦不
 少、余友竹坡翁以溪蛙抄一稿示為序、閱之載古今集序蛙之賞翫来
 由也、翁素有嗜蛙之癖証曰、今以蛙品号河鹿拋此書其称頗差乎、
 其蛙非若渠蟾蜍蟻蝦等之状、属中之一佳品也、称河鹿非乎号
 蛙、是乎請賜鑑之君子熟了察此道好事之們幸甚

天明五歳次乙巳夏六月

好古散人 雪仙

溪蛙抄

東都 坂昌周著

平安 岩竹坡摹

此書当時文雅好事の士、蛙てふ物を養ひ飼、やさしき啼音を愛し

嗜むこと概風習となれり、然ども此もの河鹿と称し、又水に住蛙とも云、其抛を昌周老師のまめやかにかいつけ饋られしを得て、徒に止なんも本意ならずと、老の渋き筆に托して同志の佳観に備ふ、蛙といふ虫の類いと多し、中に古今集の序に花に鳴鶯水に住蛙と云い、沼江小田古池などに詠る蟻にあらず、此蛙といふは尋常の蛙より小く声もうつくしく、山川の清き流れに住て、春の頃よりつづやけど、秋を専の蛙成べし、しかなれど^{本ノマ}と春と秋とをむかへて

万葉

古今集よみ人しらず

鶉鳴ふりにし里の

蛙なく井手の山吹散にけり花のさかりにあ

秋萩なども見え

はましものを

鶏が鳴あづま

此歌春の部に入たれども、井手の山吹をよ

の国などよめる

めるにて、かはづの歌にあらず、元よりかはづも春より鳴、また井手の名におひたるものなれば、蛙なく井手とよみたるのみ也

花に

鳴鶯水に住蛙とは書れけめ、真名序春鶯囀花中秋蟬吟樹

上とあるにても瞭覽べし、尋常の蟄は只春のみ鳴て秋

鳴ざれば、後の世にいたりて許多あるにならひつ、か

はづは

只願春のみと思へり、いにしへはしかなんなか

りき

三芳野の石本不避鳴川津諾文鳴来河乎浄

草枕客尔物念吾聞者夕片設而鳴川津可聞

神名火之山下動去水丹川津鳴成秋登将云鳥屋

瀬呼速見落^{タケサキ}当知足白浪尔川津鳴成朝夕^{ノイ}每尔
上瀬尔川津妻呼暮去者衣手寒三妻将枕跡香^{ニラサレ}

此歌にても山河津瀬の早きに住て、秋を専ら鳴をもしり、蛙つま呼ともよめり、あなかななる声にはあらでいと哀なるをも思べし
新撰六帖 信実朝臣

春の内いまだ水寒き谷かげの岩のうつばに蛙なく也

是も谷川に住蛙にて、春すだきては鳴ぬよしを詠れたる也

清輔朝臣袋草紙に、帯刀節信能因法師物語の序に、錦の袋の長柄の橋の新屑^{新亦鉋ともあり、当時取出してかたみに愛せしことあり、是も古今集の序に長柄の橋もつくる也といふに此意あり、ひとつは尽ると云、今一つには造ると書ことあれば、能因は造ると云に順ひて鉋屑をば出されける成べし、帯刀も同じ序に、水に住}

蛙はよのつねの蛙にあらずといふをしらせんとて、枯たる蛙を能因には見せられける成べし、秘めかくしてその折出すべきにもあらじ、同じ序の内のものにて一かたに思ひ弁へがたきを、互に其抛をあかし見るにこそいと面白くもあらめ、何となく只珍らしとて法師に枯たる蛙見せんは、似げなく嗚呼にやあらん、最よく思ひ弁ふべきことならずや、又長明無明抄に云、井手の蛙と申事こそやうあることにて侍れ、世の人の思ひ侍るは、只かへるは^{まじ}わづといふぞと思ひて侍るめり、夫も違ひ侍らず、されど蛙と申かへるは外にはさらに侍らず、只此井手の川にのみ侍る也、色黒きやうにていと大きにもあらず、よのつねのかへるのやうにあらわにおどりありく事なども侍らず、常に水にのみ住て、夜

更るほどにかれが鳴たるいといみじく心も清て、適なる声にて侍る、春秋の頃かならずおはして聞玉へと申侍りしかど、其後とりく擾ユズレていまだ尋ね侍らず、此こと心に染て美しくおもひ侍りしかど、かひなく三とせにぞ成ぬと云々、是も山川に住ると同じ蛙にて、ことに玉川は声などもまさりけるにやあらん、尋常のかはづを斯まで愛すべきものは、今も井手の玉川名のみ流て、水も川瀬も流れも有がなきかになりたれば、彼かはづも住ずなりぬ、しかあれど山川に住る蛙をばきく人もあらでまれ／＼にかたり侍りにき、又蛙をかへるといふは賤きものゝ習はしごとと思ふ人もあれど、催馬楽にちからなきかへるとよみ、又後撰集にも足曳の山田の僧都打たえてひとりかへるの音をのみぞなくと侍ればかはづかへる同じもの也

新古今 大納言忠良

折にあへばこれもさすがにあはれ也小田の蛙の夕暮の声

此歌深山の蛙にむかへて是もまたさすがに哀とよめるなるべし

其類ひもあまたにて形も鳴声もさまざま／＼なり、雨の日此かしこに数多すたくも、蛙とて全く秋を専らに鳴深山川の蛙なるべし

此秋山城の国なるもの河鹿といふ物を遙此にもて来るよしをいふ、怪しく思ひて夫なん見せよと云ければ頓てもて来ぬ、見るに、彼水に住蛙といふものにして、鳴声もいといみじく哀れ也、いかにして遙々もて来るぞとへば、是は河鹿とて歌にも詠じて侍るなれ、我十とせ余りも此川鹿を飼て、都の歌よむ人などにも許多参らせけると、鳴音の余りおもしろければ東にて河鹿売んと

てまいりたりといふ、いづこにてかとられしと問に、比叡比良の高野川と云山川にまれ／＼あるを聞しりたる者あるに習ふて、とらへもし飼もし侍る也とかたるを聞、おのれ蛙也といふを聞入ずしてあらそひ、とにも角にも河鹿也といふめり、よつて思ふ、かはづといへば世にあまたあるものなれば人も飼ふまじ、河鹿といはゞ珍らしとて売る便あればしかいふならし、都にて歌よむ人河鹿とて飼けるはいかなることぞや不審、河鹿といふは魚也、是も山川の瀬滝つ瀬溪などに住て鳴物也、夫木集にやあらん

ころ／＼と小石流るゝ山川にかじか鳴也水の落合

と読るとなん覚えし、文字は黄鰭魚と書、腹黄

本草綱目には黄鰭魚とあり、順が和名抄には鯰奈万 貌似鯰大

頭なるもの也、鯉音夷和名伊師布之とあり、其性伏沈て石間にあるもの也

本ノマ、

に貌は鯰といふ魚にいとちいさく石の間にふし潜めば石伏とも云、鳴声はゴリ／＼と聞ゆればごりとも云也、努々蛙の類にはあらず、己れも蛙といふより思ひ出るに任せてしるしつけぬ、かたはらいたしや

秋の水にすむころとふかわづ哉 昌周

溪蛙抄終

附録

万物時にあひて行はるゝと廢れるは世の常なることいふも更也、明和五のとし頃より、東にて権門の諸侯大夫に至り蛙をもて興ぜらるゝこと稍く盛んなるがごとく、蛙一疋をして其価金百疋より

殊さまも勝れしは其価も貴くなりぬ、しかはあれど、河鹿とよび蛙といふ其始さだかならざりし、坂昌周子是が為に一編の書を著し、水に住蛙と標題せり、則今の溪蛙抄也、此溪蛙抄と称するとは、京師風雅の人々専ら河鹿と称すべきやういひあり、其扱も有よしゆへ、只何となく溪蛙抄と号するは、溪の文字に河鹿こもりぬれば斯号しさりぬべきよし、やごとなきおほん方のことにつきて溪蛙と呼ことに成ぬ、愚老の癖案ならず、しかはあれど証を正し力を尽されし周子の功いと美し、其頃高崎侍従殿より予に命じ玉ひ、渠蛙を饋り奉るべきよしせちに需給ふにより此ことに心をやきぬ、実に洛東に隠居し給ふ藤堂楽庵老主人年来蛙を飼せらるゝにより、老兄の許に詣し此事を深く懇望しぬ、老人も其せつなるに感じ給ひ、其蛙の住る勝地及び是をとるの手段、養ひ飼の法、鳴音を呼のことも附屬し給ひぬ、予教への如くなしぬるに、誠に手足を動かす如く自由を得たり、頓て東都に奉りぬるに浅からずめで給ひぬ、其残り居し蛙は蔽屋に養ひて、季春の比より晩秋までかれを愛し徒然の友とせしに、京師の俳友閑人文雅の士聞つたへて、其需を償ふにいとまなみ、彼者の為にいっしかやつことなりし事よといとおかし、誠や女のはける足駄にて造る笛は秋の鹿したひよると兼好法師が筆のあと、夫にはあらで、水に住蛙の鳴音を愛し、笛に順ひ己がじし友よびかわすを聞て老の心やりとせり、ある夕附日日影くらまとよめる禁にすめる何がし閑窓に訪らひ来ぬ、きのふとくれけふとくらして、飛鳥川流れてはやき月日をばいかゞ過し給ふやと、徒に過來しかたを思へば、さ

せる能もなく鬱蒙の中に知命のよはひをこし、耳順に向として余命をば斯ることにたのしむと、例の笛とり出て吹すさぶ、客いふ、君市中山林の思ひをなしてかく河鹿を飼て風雅の人の真似すること社嗚呼がましと笑ふ、いな河鹿にあらざる貫之の仮名序に書玉ひし蛙也、能因法師にあらねどもかれが歌袋を得まほしく斯もて興ずるぞと、聞も敢ず客あれは蛙ならず河鹿也といふ、理を証るにはあらねども昌周老師の此ことを正されつるぞと其証歌など語れども、諺に曰かへるの面に水濯しごとく答て河鹿の証歌ありといふ、予答てころ／＼と小石流るゝの歌にやと、いかにもそのこと也、我住るくらまの落合の滝といへるあり、それに住るゆへによりてくらま川河鹿なく也落合の滝といふに一決すべしと、已に先に昌子の此ことを演るまゝといへど、勢ひ猛にいきまき罵るこそいとおかしく興あり、如斯蛙ならず河鹿といひあへる人々少からず、畢竟は博聞の士にゆづりて強てもいはじ、己々が見る処にこそ自瞭然たらめ、河鹿蛙とも山川の清き流に住、浅瀬の石に頭を出して鳴音やさしく谷に空ひゞきし滝に響ていと興あり、蛙は春より秋かけて啼、川鹿は秋のみ専ら鳴也、いづれも隠逸にして楽しむに堪たり

水に住かはづ妻よぶ我もかな 竹坡

水に住蛙の名所

山城国 又丹波国にあれども其良やゝ劣れり

高野川 加茂川 鞍馬川川鹿住 大井川

松尾川 清滝川 井手玉川 名高き所なれども、星移り霜

河鹿

かはり、今は名のみ水かれて
さだかならず、惜乎

甲斐国 白峯の禁の溪に住、山梨の辺都留郡にも在

丹波国 氷上川にあり、又桑田にもあり、されども手足の形象全

体山椒魚の如くいやし

陸奥国 磐手信夫にもありしかど今はまれなるよし

白川鳥の海にもあり、されど片目にて異様の物也

細川玄旨法印幽齋公にも河鹿を飼せられしこと家集に見へたり、
其篋の製寸法等のあることのよし聞つたへ候、市中にては河鹿育
がたく飼がたき物と見えたり、しかはあれど工夫にもよること
や、羽州飽海の僧予が友雪仙画讚の画室にて偶出会し折ふし語ら
れし、此僧奥州片目の河鹿事^{本ノ、}などをもねんごろに聞しに、今も斯
の如きよし、蛙と等しく市中にての育かた達人の手段を待のみ

于時天明五竜集乙巳夏六月剪孤燈操毫于蒼玉堂裡了

岩井竹坡野叟

真如堂釈迦堂円了坊庭

美人草をうへて川ちさとなり浜菊又虎の尾と成

愚案

今代和歌渚乃松卷十七

塔沢へ湯あみにまかりける時、岩根の水に鈴虫のなくねす
るをかじかといふものゝよしいへり、歌に山川によめるは
これなるべし

好元

山川の世にすみわぶる誰をかもころ／＼となく河鹿なるらん
とあり、前文溪蛙抄参考すべし、此抄は百井塘雨より予に見せて
いかと思ふといへり、予は前説不庶幾よつて愚案をあら／＼書遣
しけるが今は忘れたり、かの方にあるにや、塘雨も予に同心のよ
しそのゝちいひこしたり

52 新撰狂歌集に

新撰狂歌集の中に

太閤秀吉公の御時しなのゝ国善光寺の如来を東山へうつさる
べきとて、本田四郎左衛門吉光といふ人如来を守護してのぼ
りける時京童ども粟田口にて

つみをきる弥陀の利劔は是なれや粟田口よりいづるよしみつ
かくの如くあり、此集の板はいとふるきもの也、浄るりにいへる
処の本田よし光の名は是より出たるなり、皇極天皇御代のことゝ
したるは作意なり、しかるに信州の本堂正面は本田善光、かたへ
は弥生の前或はよし助など今いふは腹をかゝゆる事なり、よし光
が妻子などは皆浄るりの上にての作り事なり、これにつき全体善
光寺仏のことは不審ある事にて、塘雨が名所撮要にくはしくいひ
置たり

(高業抄第一了)

三井高業学芸資料(2)

——『高業抄』抄出(下)——

高業抄第二

1 続遊心集抜書并小野小通文(略)

2 香川孟門子の家反古の中

香川孟門子の家反古の中の療治薬方の仮名物あり、そのうちに手負のすくむを治る事

一小麦原麦薬カヲタキテ前後アフレバクツログモノナリ

一山鳥ノヒキヲ手負尾カ之米座敷米カの上にサシテ置也、自然敵方カテキホウ

ヨリ疵イヤスマデキタメニ座敷ニ羽ヲ置事有、タトエ置タリ

トモ右之引尾ニて不苦也

一コハツソウヲ手負ノ居ル座敷之角ニ少ツ、ヒネリカクル五八箱カ

などいふ事書のせたり、予が旧宅にいつの頃よりにや座敷の柱の上に諸社の符札を集かけをく板ありて、それに山鳥の尾そへあり、いつよりともしらずふるくそのまゝにてありしが、もしかやうの事にもや、右此医書は至て不文の謬字のみ多く、いかゞと思ふものながら棟骨抄といふ表題の処も見え、天正十三年歳次乙酉冬日南至下啓迪菴真瀬玄朔判など書たる処もあり、又終に右此

棟骨抄不残極位意カ令相伝候、努々雖不可伝余仁、唯色々御執心之故家之秘術日本では浅野彦岐守ナラデハ相伝不申候、胴籠安栄湯神草湯書渡也、本ノマ今迄は日本国中ニ二人ナラデハ免不申候間能々可申諸カ晴口伝者也、誓紙之上ハ無疑者也、仍如件

寛永六年十一月廿日 吉益掃部大夫豊秀 在判

熊木次大夫重次

中島七郎左衛門尉

賀藤六郎右衛門尉殿

と書たり、いとふるくよからぬ手して書たるもの也、しる人に尋ぬべし

* 3 きれいずきはくるしからず

きれいずきはくるしからず、きたないぎらひを止べし

うまいものを喰ふとは望べからず、ものをうまふ喰ふとねがふべし

人の世話をせうとはおもふべからず、人のせわにならぬやうにと

おもふべし、衣食住金銀の事のみならず、調度一つ茶一つのむにも心まめに及ぶかぎりはみづからすべし、僕を遣ふにも心して召つかふべし

よろづに人の気をかねはかりて付あふべし、されど愚痴に気がねして心わづらふは人のせわになるにおなじ

4 狂歌二首(略)

5 枝折を詠める和歌拔書(略)

6 八宮御方遊女吉野へ遣はされし御文(略)

7 こなきの花

万葉拾穂にこなきは水葱なりとありしを見て、葱は俗にいふねぎなれば、なきねぎなにぬねの仮字にて相通ならんと愚案したるに、扱歌をくりかへせば、なはしろのこなきの花をきぬにすりといふ歌なれば、俗のねぎを衣にすりたらば匂ひおかしきものならんとみづから大に笑ひし

* 8 我腹を宗廟社稷と思ふべし

我腹を宗廟社稷と思ふべし、朝夕三度の食より一切先祖に供するとおもひ鹿食を喰へばよくすきて鹿食といへどもうまく、たま／＼に厚味を喰へば至てうまし、是則宗廟のよくうけ玉ふと心得べし、常に厚味を喰へば味に飽てめしもうまからず、それより色々菜好みをして何をくふても味なきやうになるは先祖のうけ玉はぬと思ふべし、我身を養ふは先祖を祭るに同じ、仏事作善といへども分に過て結構をするは常に厚味を喰ふに同じ、是則奢のはしにて財をうしなへば心に思へども思ふほどの供養もならず、終に

は祭を廢するに至る、只祭はたえぬを貴ぶなれば、口腹を養ふも淡味にて常に先祖のよくうけ玉ふやうに絶えず身を養ふこそ孝道全存すべし

* 9 我は幸に相應の家に産れ

我は幸に相應の家に産れたれども、六才にて母に別れ父のみの養育にて、ことに次男なれば誠に捨育とやらん、ことに甚の病身に菓子なども多く食ひてとかく食事うまからず、ものにあたりがちなりけるが、十二のとしふと思ふは菓子をくふ故にめしうまからぬならんとみづから心付て、是より菓子一年たちてみばやと二三日たつうちにふとめしのうまきを覚え、いよく甘きものをたちて一年ほどのうちにすきと達者になりたり、それより父に従ひ紀州播州など廻りしに、よく歩みて心おもしろく、十五のとし兄に従ひ江戸にくだりて元服し、兄酒すきなればすゝめられて酒のみ覚えしより、いよく菓子はきらひといふほどに成りて全達者に成たり、是より年々江戸にくだり、又奥州越後上州などに至り田舎わたりおもしろく、江戸にくだる毎の道も木曾中仙道はもとより甲州路浪合街道北陸道などさま／＼往返し、ふじなどにものぼり、とかく遠国偏鄙のことたらぬがおもしろく、奥は南部盛岡まで至り福島辺に暫く逗留せし頃は、十月朔月に江戸をたち日光山など廻りて霜月半にて雪いと深く、福嶋より川俣といふ在へ入りし日は雪三尺もつもれる中を行を楽しみとし、霜月廿七日に江戸に帰り、西は長崎迄至りしは五月十三日京を出て七月十八日に帰り、都て大暑中の艱難の道中なりけらし、越後へは二度迄至

三井高業学芸資料

り凡日本國中四十ヶ国計は巡りたり、幼少の比の捨育が結句身の爲となりて、今にさのみ病にて寐することもなく、近年漸疝痛を覚えたる迄也、又若き比よりさまざまあしき事もしつ、酒のみ遊女狂ひもし踊にも出て俄などもし、歌舞妓役者にも付あひ浄るりの作をし、とかく生得下作ものにて侍るが、しかし博奕計はいさゝかも心におもはず、碁将某さへも心にそます、茶の湯ぎらひうちはやし鞠揚弓など一向に念なし、身を荒くもちたるも一得にて、風寒にめつたとは犯されず、今日迄食にあたりたる事なし、若き時よりとかく貧乏人の稽古をせんと心がけしが、ことし京中未曾有の火災一統に困窮なるうち、よい衆は至て難儀の人あり、こゝに至てはじめて年来の我稽古間にあふたるもおかし、しかし時ありて此稽古は間にあふたれども、よい衆の茶の湯などに耽りて常に大名の稽古はいつか間にあふことのあるやらん

* 10 我すく事もさきの人きらふ事はいはぬがよし

我すく事もさきの人きらふ事はいはぬがよし、是は人界渡世のつきあひなり、我がきらひの事もさきの人すく事なればとてこしらへていふは我性をまげてかれにへつらふといふものなり

或人の曰、喰ふか喰ふまいか、飲ふか飲まいかと思ふものは腹に相談してすますがよし、必咽に相談すべからず、腹へ入てからよからうと思ふ時は食ふがよしといへり、是養生によき手だてなり

11 菓餅仕様(略)

12 深草団扇の記

深草団扇の記

竹田の雁帰る比、野辺の桜の墨染も雪にまがひて散ゆき、賑はしかりし桃山の桃やう／＼ちりて、その葉のしん／＼としげるほどよりこそ、此ものやぞろ／＼ぞよめき出て、淀のわたりのまだ夜ふかきにと詠じわるもきはめてたづさへぬべく、藤の森に紫おどし着たる六兵衛も此かげにこそ武者ぶり涼しく見えたり、橋姫のおもひにこがる／＼ほたるもながきえにしあふぎおとされ、少将の百夜通ひにも竹の下道の藪蚊はうたがひなくはらはれぬべし、洪をものし侍らばうるさき神の腰のものときらはれ侍るべけれど、

すゞしき風のふくの神てふいなりの玉やがでんがくも、この下風にぞゆき／＼の人もまねかれつらめ、御香の宮のはふり子も手ごとくに風を薫らせ、黄蘗の坊さま達も月とこそ指さしぬべし、鳥羽の里の牛つかひ、木わたの里の馬かたも蒼蠅を払ふて古文の辞も思ひいづく、徹書記もなき玉ならばとよみし夕暮は嘸な手まさぐりに我身ながらもと口ずさみし元政法師もあはれとは見られけめ、供御の瀬の鱒(鱒)汲み上林の赤手拭も昼の一体には是に社息を入るゝに、彼優婆塞の宮の姫君撥にて月をまねき給ひし比は売仕舞ふてなかりしかしらず、班女がうらみはさることなれど野辺の秋風身にしむ比よりぞ空しく聞に捨られて、すみこし里の鶉の声たへるよりいと(扇脱カ)深草団のごとくなり行つゝ、むくどりさひ鱒のせわやきのみ零ぶればつる秋のあはれはほねにこそしみ侍りぬべしや

13 道春弟子ト幽軒東見記に

14 世に費といふ事は

世に費といふ事は我一分の金銀を他に遣ひ捨るをつるへと覚へたる人おほし、それも費の中にはあれども左様のせまきことにはあらざるべし、たとへば硫黄を付木にしたるは燈または竈を焚の用に用たりぬ、それは纒一枚の付木にはつかの硫黄の付たる一枚にして、途中或旅などにて闇夜に燈のほしき時、さがし求めて一枚を得ばふたつにわりても遣ひぬべし、その時の貴きこといはんかたなく有難し、この心を常にわするまじきか、その付木は一抱一錢のものにして、五枚十枚つかふともそのあたひは実目にも見えぬほどなれども、地より硫黄を出し人力に付木にものして日々の要たることはおほいなり、それをあたひのひくきものなりとて一枚にてことたるものを多く遣ふは天地造化の功を費し人力の功を費すといふべし、是実の費也、或は五十匁の絹も百匁の絹もおなじものを、百匁出してととのへぬれば大なる費として歎ずるものあれども、夫はあたひ貴ければ絹色よきか或は織糸のくはしきかにて、夫ほどの功はありてそのあたへは又人の手にわたりて天下に融通すれば、つるへといふものにはあらざるべし、一分の損徳を論じて金銀をたくはふるをつるへなしと心得るは甚狭きことにて、上にいへる纒のことの天地に及ぼす事とは心性懸隔せり、彼闇夜に一枚の付木をえたる心をわすれず常の食類米麦はもとより菘一柴蘿蔔一片にても空しく捨ることなかるべし、食物のあまりたるはこまやかに心を用ひて乞食にとらすべし、庭或は大道にうちやりて鳥などの喰へば費にあらざるといふ人又あり、鳥類は虫を

くひても命をつなぐべし、人は人の食類にあらざれば命をたもちがたし、四時運行して米々の百穀人力又つとめく成出せる人間の食類を、空しく鳥類に啖するは是また勿体なし、乞食にもあたへられぬほどならば犬に喰しむべし、犬は又鳥類とかはりて人に畜れて主をしり夜を守る功ありて、食類又人にかはることなればなり、眼前に見えたるつるへはたれともするものなし、目に見えぬ瑣細の隙よりこそ費はありぬべし、一箸の飯も十度重ならば一人一度の食なるべし、百姓の耕耘はもとより百工の力をつくし成出る万のかのひとつとして天地の力にあらざることなし、一身一分の小より考て天地造化の大なるをおそれみく造化人力の功を費すことあるべからざるべし、人に召仕はるもの、心得は我一身は主人より給分をもらひてまかせたるものなれば我身我物ならず、元より一碗の飯一片の薪悉主人の物なれば私に遣ひ捨ることなかるべし、一文不智の下女など鉢の僧乞食やうのもの、多く飯をあたふるを奉謝報會と心へたるは大なるひがごととなり、主人のものを私に費すは道に於ては賊たるべし、又手代たるもの我より下の下人小者連も主人の物なれば、是また私用に仕ふは主人の物をかすむるにことなることなし、今様の手代番頭などいふ物の仕うちを見るに、我智をばげまして世上に働ものと誉らるゝを専とする風あり、家内の万端主人の目の及ばぬ処を心を用ふるはよけれど、我はたらきを世上に見せんとのみはかるは主人を愚にするといふべし、尤主人幼稚或は女主などならば、主人に替りて万事を取計ふは勿論のことなれども、是も我に威勢のつく様に

三井高業学芸資料

なすは主人をなひがしろにする也、権を以て納ざれば行はれざる所ありともその女主幼君の威を益やうにして、我はへりくだりて取計ふべき事也、只とにかく我身を捨て主人の為家の為によからんやふにとのみ心をはたらかせるを忠ともいふべし

15 都ひとり案内延宝七年伊丹屋吉左衛門板行

16 世に一鉄なりといふは

すべてものごとに性急短慮成事を世に一鉄なりといふは、稲葉伊豫入道がことよりいひそめしよし、此入道きわめて強勇にして軍事にもことにすみやかなりければ、これを引ていひしとなり、此こと白石先生の藩翰譜に見えたり

17 天明八戊申四月所司代松平乗完殿被仰出

天明八戊申四月京所司代松平和泉守乗^(ママ)□殿被仰出之趣

奢侈は勧めざるに日々に増長し節儉は守らざれば時々懈怠しとは古今の通弊にて、商家驕奢之者貧賤を見る事塵芥の如く、甚しきは質素の行ひを嘲哂するに至り終に余分も無之身上にて商家の奢侈を競るの心得違有之間敷事ニも無之候、自然に貧賤の身分も其質素の行ひを忘却いたし、徒に豪富を妬み候勢ひより貧富を隔、新に交り候ものは徒微細の事より増長するものにて、譬ハ天鷲絨を襟にし錦をはな緒に用ゆるの類、事々物々各心付ざる所無用の費ハ多かるべく候、此度の大変ハ一統の可為難儀候得共、自今速ニ奢侈を廃し質素を守べし、相親ミ睦ミ面々の産業をつとめ励べき事ニ候、扱又夫ニ就てハ株をも持ものなど余分を以遊女体のもの等抱置、或

は常の商売柄ニても右体の客を邀へる輩も可有之哉、是等ハ可恥事之至ニ候、勿論右は面々御法度之筋と相心得、曾以有之間敷事は明白ニ候へ共、当地は諸侯之屋鋪も無之、婦人奉公之先可寡、自然之勢且ハ土地前来之風俗と相成候て面々恥辱とも不存、女子年たけ候迄夫をも不相定、徒に遊客等を惑し候事をのミ相学ひ候て、習ひ性に可成義あハれむべき至リニ候、可成丈十五歳以上ハ速ニ婚姻取結び、早く家を持候儀を存じ驕奢逸遊ニ時日を費し候事を可相弁候、京師の風俗ハ余国ニてもうらやミ望候様有之度候へハ各正道を守り恥辱を存すべき事ニ候

18 道元禪師痢疾藥方之詩(略)

19 桑華蒙求中房平徳師のこと(略)

20 岡崎物語といふものに(略)

21 一乘院宮御手道具拜見記

寛政元年酉四月、於清水寺中南都一条院宮御手道具開帳有之、同廿六日参る処、山科岱安老に会、別段内々宝物拜見手筋有之よしに付、同道にて拜見

東照宮御刀 柄頭四步一本太刀造 柄糸茶色 目貫石持三ツ中上羽蝶左右瓜の紋但し信長公より被遣御刀のよし 縁赤銅七子 鍔真鍮撫角すかし(カ) くり形鎖 鞘革縫かけ 鐙四步一かなもの 右御鞘に鉄炮跡数ヶ所にありて革破れ焦たる所より下の黒塗見ゆる、刀は上州住藤久とやら、不分明追て可尋

祝枝山大巻物

後醍醐帝宸筆御歌

一座懐紙 手鑑の如し 橘逸勢一軸 始より終迄丹にて手

西行等あり 形文字の上へかけて押あり、跋に：

…内親王伊都小字と有、別筆と見へたり

22 多田民部の半宵談に

多田民部南嶺秋斎コトの話を書たる半宵談といへるものに

一元服ト云事、礼記ノ註ニモ元ハ首ナリトアリテ初テ頭ヘ物ヲ着初ル事ナリ、今モ公家ニテハ初テ冠ヲ着ルヲ元服ト云、夫故近代ハ諸侯ノ前髪ヲ取ヲバ前髪取ノ祝義ト云テ元服トハ云ハス、是古来ノ元服ヨリ月代ヲスルノ証ナリ、何サマ月代ノ字下ヨリ剃アケタル処、月代ノ弓張ニ昇リタルヤウニ剃ナス故ナリ、摠テ頭ヲサカト云ハ古語ナリ、鶏ノ頭ヲトツサカト云モ鳥ノサカト云事ナリ、又物ヲソル事ヲヤクト云、ヤイ鎌ヤイ太刀ナトモ刃ノヨキト云事ニハ非ス、其劔ノ切ヲ云、中臣稜ニハ焼鎌ト書、万葉集ニハ焼太刀トヨミタリ、下ヨリ上ヘヤキ上ル故、サカヤキト云ナルヘシト云説ハ悪シ、サカラヤクト云意ナリ、ヤクハ切モ剃モスル事ナリ、サカハ頭ナリ、此時ノサカハ額ナルヘシ

とあり、愚按、元は首なりとは、はじめと訓じてはじめて冠服を着ることにて、頭ばかりのことにはあらざるべし、たゞはじめて身に叙爵のことあるべき歟、それまでは童形にてさだまれる衣服なし、あながちに頭のことばかりといふはうがてるにや、又サカといふは額のことにて、かの鎌倉の時代ひたいの出たる醜女を坂額と名づけたるも此意にや、サカの訓も聞え侍れどもヤクは切も

剃もすることゝはいかゞの事にや、何も証文ありやきゝたし

23 鳩巢献可録に(略)

* 24 昔の人の貧乏と今の人のいふ貧乏とは違ふべし

昔の人の貧乏と人のいふ貧乏とは違ふべし、(一)内、抹消されている仁徳帝御衣破れども召かへずして三年貢をゆるされしにて国豊かに成りしこと、今のよには聞えがたし、今いはゞ、天子の御衣三年も召かへなくば、今の御用調進する者下々の職人迄も、商なしとて困窮すべし、こゝをよく弁ふべきことか、上一人あるにまかせて聊も華美のことなきをもて下へしめすといふにて、国ゆたかにもとるべし、ことし寛政元酉年、世俗の落首に

白川の清きながれに魚やせてにぐる田沼のむかし恋しき

と聞ゆるは、これらのふかき味をしらで、一人の身の上の是迄に誤れるをしらで、当時の窮せる身よりいひ出たる雑談にして、かりにも三十一もじつらぬるものゝ口のはにもいひ出まじきことなるべし、こゝらもて思ふに、

今の貧乏は世上の人まへをむかしにかはらずつくろひて、内に窮せる也、昔のはありとあるもの皆一日のかてに遣ひて扱窮せるにて、一日の食はとほしけれど一銭も人に損はかけず清貧也、今のは身には相應に着、口には飢ずして、人には多くかり金して利子さへいださずながら心にも困窮せるにて、昔と今の貧乏は違ふと思はる

貧乏は火のやうなるもの也、恐しきものにて、是をかくしつゝみてをけば外に見えずといへども、段々焼ひろがりて終には家をや

き身を損す、はじめより外に出し置ば火としりて近づく者もなく、踏けし或は水もてしめす也、我は貧乏人なりと外に見せをけば過分の取替する人もなく、無心いふ人は勿論なし、すべてかくし包むは心のせまきことにて、おのれを欺き人をも欺く下愚の者のわざにて識者の見ん処いと恥かし

25 契沖雜記に(略)

26 壬生大念仏の鰐口銘写(略)

高業抄三

1 梅井一室翁話に

梅井一室翁話に、壬二抄は尋常にはジン二抄といふ、されどミネ抄といふがよきよし烏丸ト山君の仰られしよし

月清集の題号何ゆへといふことしれず、しかるに後京極の(原ノママ)時のつくり名を秋篠の月清キキヨといひしかば、それをすぐに名づけたりとか

*2 若き時遊びに出たひと思ひ

若き時遊びに出たひと思ひくさまくして一夜を千代と楽しむにも、あかぬ枕のきぬぐ七ツむかひにをき番の仲居がどういたしましやうの声は鳥がねよりもつらく、わかれともないと内の首尾とゆふべの算用を案じるとねぶたいとうさつらさにたどりく我が家にかへり、けぶたき人のいびきもうれしくつめたき瘰所にぐずぐず入りて足ふみのばしたる所の嬉しさ、はじめて楽

しみをしるなるべし、或は芝居*見たいと心がけてやうく棧敷とりて十人でせまき棧敷は五人でもせまく三人でもせまし、狂言の通になれば精の尽る所、幕の間の退屈たんじ、末になりて大体一日の山も見へる比、立まいくの声聞捨に、茶やでうちんかける釘尋ねる比から脇ざしもさぐり置、扇たばこ入きせると手はしかに脇さしも取違へぬ様そこく、日も晩景に及べばとの口上まぢかね、立さはぐ見物急には出られまい、静にくといひながら長くもみられず、さしながら扇子尋ねたりはきもの、間違暫らく見合ても、跡から出る人多く押合へし合、評判くの声かしましく、木戸口をすつと出て川風に一ふきふかれたる心もちは、やれ嬉しやと思ふ心は誰とてもかはるまじ、その位なら芝居見にゆかぬがよきそうなものなれども、帰ると又見に行たふなるは世の人情なり、此世へ生れ出でゝも一生は面白い事はすくなく、なんぎな事かなしい事だけの苦の世界なれども死たいと思ふものゝなきは、是ほどきう屈な芝居もまた跡に何ぞ面白い事が有うかと思ふ心で中途に出がたきがごとし、一日なりとも生たいと思ひく、年がよりていよく死ともなさがますとて、一生の果太鼓には忤んかたなし、是も思ひの外死で見た所が押合た芝居の木戸出た様でやれ嬉しやと思ふこともある歎もしらず

○この段*印以下が「つらく反古」にある。

3 栄花物語に(略)

4 相撲の事の御尋につき吉田善左衛門答書并横綱免許状写

寛政元己酉年十一月、相撲之事、寺社奉行牧野備前守殿御尋ニ付、細川越中守殿御家来吉田善左衛門御答

相撲之事、牧野備前守様此度御尋ニ付書上之由

一相撲之起りハ天照大神之從御時初り、朝廷ニて垂仁天皇之御宇相撲之節会行れ申候得共、未其作法不正、争之端而已罷成、勝負之裁断難定、聖武天皇神龜年中奈良之都ニおいて近江国志賀之清林と申候者を召、御行事ニ被定てより相撲之式委敷相備り、子孫相續之處、多年之兵乱打統、節会被行不申候、志賀家も自然と断絶仕候

一後鳥羽院文治年中、再相撲之節会可被行之處、志賀家断絶之上、御行事可相勤者無之、普く御尋御座候處、私先祖吉田豊前守家次と申者越前国ニ罷在候、志賀之故実伝来仕候旨達叡聞、被敍五位賜追風と名、朝廷御相撲之司行事之家と可被定旨蒙勅命、此時召合ニ用候木劔獅子王之御団扇を賜、代々相撲節会之御式相勤申候、又候承久之兵乱発り節会も中絶仕候

一正親町院永祿年中、相撲節会被行候節、十三代追風罷出、如旧例相勤申候

一元龜年中、二条関白清良公より日本相撲之作法二流無之との御事ニて、一味清風申、御団扇并烏帽子狩衣袴唐衣四幅之袴被下置、其後信長公秀吉公権現様御代ニも度々御相撲之式相勤申候一十四代目追風、朝廷御相撲之式相初り申候、元和五年四月十七日於紀州和歌山東照宮御祭礼御相撲之式、依御頼御祭礼奉行朝比奈惣左衛門殿と諸事申合相勤申候、依之御刀一腰拜領仕候

一十五代目追風ニ至り朝廷御相撲節会も自然と御中絶ニ成行申候
一二条様御家ニハ相撲ニ付御懇之筋目御座候間、他へ罷出申度段奉相願候處、願之通相叶候ニ付、万治元年より当家へ罷出相勤申候

一元祿年中、常憲院様牧野備後守様へ被為成、相撲御上覽之節、彼方様御家来鈴木梶右衛門と申仁入門之御頼在之、將軍家上覽之式一通り相伝、品々拜領物仕候

一元祖より私迄都合十九代、前文之通禁裏其外之御方様より拜領之品今以持伝、相撲之故実伝受仕来り候

一当時諸国之行司并力士共え之免許、私家より代々差出し来り候右之通御座候、以上

細川越中守家来

寛政元己酉十一月

吉田善左衛門

(朱書)
「右ハ寺社奉行中へ差出候書面写し也」

谷風え之許伝受写

免許

一横綱之事

右は谷風梶之助因相撲之位依て令受典畢、已来方屋入之節迄相用可申候、仍如件

年号月日

本朝相撲之司御行司十九代

吉田 追風判朱印

右の書谷風へ差遣候由、本書字違并私違悪筆等にて能御考覽

三井高業学芸資料

可被下候、殊の外世話敷相認申候、小野川之免状等未相見不
申候、已上

伴 七

彦内様

〔欄外朱書〕
証状

当時久留米侯御家来

摂州大坂住人

小野川喜三郎

此度相撲力士故実門弟二指加候、証状仍如件

本朝相撲司御行司十九代

年号月日

吉田追風

5 参考太平記に(略)

6 梁田蛻巖先生手紙

栗柯亭所蔵由縁齋画像讃明石梁田蛻巖先生手紙之写

廿日之御来簡辱致拜見候、如諭久々以書信不申通疎狄之至ニ御

座候、愈御安健之由珍重之御事奉存候、拙老も不相変罷在候、

先達て紙屋源右衛門方を以被仰聞候柳翁像贊之義相心得候旨申

候ニ付、春卜氏写真之挂軸箱入被遣、乍拙陋一首仕認メ進候、

折節印色凍候て朱彩薄く如何ニ存候得共、其儘ニ仕進候、かす

ミたるも却て殊勝ニ見へ可申哉と被存候、絶句一首之義は柳と

申より作り立候、東坡先生之友ニ仏印和尚字ハ參寥或ル日諸友

と同ク妓館ニ遊候処、東坡一名妓に命シ和尚ニ詩ヲ乞シム、仏

印即扇ニ題シテ贈ル、其三四ノ句

禅心已乍^{ニル}枯^{スル}泥絮^ニ不^ニ逐^テ春風^ノ随意^ニ狂^ニ

此狂ノ字ヲ用ヒ詩ノ意ヲ翻案して狂歌之態とす、柳翁百年生涯
之中狂ひ尽されし春風の色、今も猶柳門の中ニ留メ置と也、末
句ハ貴衲其伝ヲ得られしと申意ヲ含ミ候心事它日又可得御意
候、不悉

十月廿八日

梁田才右衛門(花押)

善超師座下

7 袂衣に(略)

8 雁金文七一家并三勝半七墓碑

元禄十五年八月廿六日雁金文七

法受院 順亮 日随

元禄十六年正月九日文七女房つた

雲含 妙意 信女

元禄十二己卯五月十五日文七父

法蓮院 宗 玄 日空

宝永四年丁亥正月二日文七母

法空院 妙 忍 日行

極印屋庄三郎

こくろ千右衛門墓

千日ニアリ

元禄八年乙亥十二月七日

嵐空日照信士 あかねや半七 和州五条新町

月空妙霜信女 みのおや三勝 大坂長町四丁目

二ほさつの台にならふ袖の雪 杉山勘三郎

死かほのなをうつくしやけさの霜 花井あつま 建之

岩井半四郎

9 大坂施印救飢散処方

救飢散

大坂施印

一 黑豆一升 黒皮ともに
細末すべし 一 薏苡仁百六十目右二品平鍋にてこ
げぬやうにいりて細末して用ゆ、いりすぎてハ脾をかはかして
功能よろしからず

服用之次第

一 初て用ゆる人ハ右御薬懸目三十匁を一日二十度二分てさゆにて
用ゆれハ三日の間腹のへることなし

一 二袋目用ゆる人ハ御薬三十匁にて四五日も腹のへることなし

一 三袋目用ゆる人ハ御薬三十匁にて六日七日も腹のへることなし
右之通次第に日を延し用ゆれハ後ニ八十日めに用ひてうゆること
なし、但し重荷を持或ハ荒働する人ニハ其功少かるべし、老人又
ハ居職格別力のいらぬ人ニ用て大きに功能ある事神妙なり

今年米至高直ニ付諸方難儀の人多有之候ニ付、此度右之薬
法書相弘候間、各御身元宜御方被仰合、御調薬被成難渋之人
へ御施薬偏奉希候、已上

未五月

○この段原本朱書

10 神代巻藻塩草吟味覚(略)

11 常陸国船玉村竜藏院の古代奇物(略)

12 今城周左衛門殿の説

寛政三年亥七月二日入来雑話の中、今城周左衛門殿説、定家二人
丸秘抄誰も唯何のことともしらず、ににんくはんひせうと申ハ、

実ハ二でとまる抄といふことにて、一に何抄、二に人丸抄、三に
何と、数々三十あり、その名なるよし

横笛漢音クワウテキ、呉音ワウチャク 此呉音あまり聞よからぬ故に
本朝にはわざとようじやうといふよし、平家物語仲国の所にある
か、腰よりようしやうとり出し

(朱書)
「清経の謡曲にあり」(後筆書入)「再考、和名鈔平調曲ニ勇勝トカ
ナツケ有」

13 古今余材抄ふじの山に煙たゝずの解(略)

14 いさよひの記に(略)

15 さよのねさめに云(略)

16 国名の枕詞(略)

17 中務内侍日記抄(略)

18 宮城野の萩(略)

19 藤原長親の七百番歌合序に(略)

20 宗久都のつとに

上略宮城のゝ木の下露もまことにかさもとりあへぬほとなり、花
の色の錦をしけると見ゆ、中にももとあらの里といふ所に色など
もほかにほことなるはぎありしを一枝おりて

宮城野の萩の名にたつもとあらのさとハいつよりあれはしめけ
むと思ひつゞけ侍し、此所ハ昔は人住けるを今ハさならの中ふ
になりて、草堂一字より外ハみゑず、このはなをいにしへハち
るをや人のおしミけんと哀に思ひやられ侍りき、そもくもとあ
らの萩とは春ゆきのこしたる去年のふる枝にさきたるをいふなり

三井高業学芸資料

ときをき侍る、夫を木はぎとも申なり、これハ枝さしなどもなべての萩よりもこハくしくあはらなるにや、もとあらの桜なども繞て侍ればと思ひ及びしに、いまき侍ればもし此さとの名によりてもや読けんと、はじめて思ひあはせられ侍り下略

愚案、これらくはしく所に至りて尋たきこと也

21 詩法五俗

藤原長親

七百番歌合序、

滄浪の詩法に五俗をのぞくと云事あり、所謂俗体、俗意、

俗句、俗字、俗韻なり

22 長親の仙源抄跋(略)

23 一条禅閣兼良公文安詩歌合序(略)

24 兼良公藤川の記に(略)

25 同高野参詣記に(略)

26 烏丸光広卿あつまの道記(略)

27 同春の曙に(略)

28 細川玄旨の九州道の記に(略)

29 尊朝法親王のから崎の松の記に(略)

高業抄第四

1 近世崎人伝中山田(村)通庵温泉変方(略)

2 黒川氏聞書鴨地名考(略)

3 井沢蟠竜子作本朝俚諺に(略)

4 貫之石塔

長嘯子比叡山詣の記に貫之の墓もそこらとあり、よりて尋ぬるに、比叡山東谷の中袋立山と云所に貫之石塔ありと、右の辺麓真葛原と云所和泉式部本地堂ありト、又今東照宮御屋敷ト

愚、志賀正コウ寺村に貫之社あり、神号福王子と云、京本圀寺中貫之社福大明神と云相似たり

5 寛政四年大仏殿宝物開帳の中、朝鮮国王奉書并進献目

六の写(略)

6 続日本紀人名抄(略)

7 延喜式撰津国追年料雑楽(略)

8 したたまき

契沖子万葉代匠記第四

したたまき数にもあらぬ

此歌の註に、したたまきはしづのをだまき也、をだまきは麻環といふ心にて巻子といふもの也、臍をへそもいへば彼をたまきの中に穴ありて人のへそに似たれば名つくるなるべしと云々

嘉愚案、へそは経芋にて芋を経たる也、芋をくるをへるといへるにてしるべし、人の臍は和名ほぞといへり、穴ありてそれに似たる故との説心もとなし、うがちたる歟

同卷四下

玉の緒をあはをによりて

管見抄に、水のおわもむすぶものなればそれによせてあわをによ

りて結といへるにやとぞ覚え侍るといへり
伊勢物語に、むかし心にもあらでたえたる人のもとにとて今の此
歌を

たまのを、あはをによりてむすべればたえての後もあはんとぞ思
ふと引なほしてかけり

拾遺集に

春くれば滝の白糸いかなれやむすべとも猶あはと見ゆらん、枕草
子に

うす氷あはにむすべるひもなればかざす日かげにゆるぶばかりを
此うたあはに結べる紐とよめり、もしみなむすびあげまきなどい
ふたぐひにむすぶやう有名にや、あるものによろひの事をかける
をむかし見侍りしに、何絲かわすれ侍りし、それを淡路結にせよ
とかきて侍るばかりおぼえぬ、それを見し時ふと此あはをの事お
もひ出し、故に今にわすれず侍り用ゆべき事にはあるまじけれど
次に書付侍り云々

9 かくのあわ なほさり はくそ

又古言梯に

かくのあわ 餅類也、和形如結緒 結果
加久乃阿和

嘉愚案、此かくのあわいかなるものかしらねど、前のあはを
のことも考へあはすべきことか、謡曲の筋にくもでかくなわ
十文字とうたふも此事か

同

なほさり ナホササリ 直進也 等閑

嘉愚案、これは直退にてはなきや
ナホササリ

はくそ 今云ほくろ也 黒子
波々久曾

嘉愚案、これははくそそのその字うと書てるにまがへり、又
久曾の曾の字も魯にまがへり、これは今云ほくろの方、是に
てはくそは魯にや、和字正鑑の紀州伊太祁曾の説も是に同
じく曾は魯の謬なるべし、さればはくろの語の伝へなるべ
し

10 莊子徐無鬼篇に(略)

11 嬬歌会考(略)

12 西行法師歿年のこと

西行の説

古今著聞集

西行法師そのかみより釈迦如来御入滅の日終らんことをねが
ひてよみ侍ける

ねがはくは花のもとにて春しなんそのきさらぎのもちづき
の比

かくよみてつるに建久九年二月十五月に往生とげけり

和漢合運云 虎関師作

建久九戊午年二月十四日西行寂

本朝歴史云

離俗于保延三年下世、于建久九年凡六十二稔之際云々

扶桑拾葉集系図云

憲清 法名円位又名西行 建久九年二月十五日寂

本朝通記云

建久九年春二月西行寂

和漢三才図絵云

西行建久九年二月十五日寂

今按、此外流布の年代記等にことごとく西行法師の寂を建久九年といへるは誤れり、円位上人は文治六庚戌年二月十六日に寂したれば、建久九戊午年より九年さきなるをいかにしてかくあやまりしにやと考ふるに、此文治六年八月甲子十四日なり建久と改元ありて、則建久元年なり、此元年の元の字を九の字と写したがへる書のありけんよりかくひろく誤まりしは、かの声にほゆる犬のごとし

考証

長秋詠藻

五条三位
俊成卿集云

円位ひしり略其年文治五年にや印行本には五年にやの四字脱せり、今異本によって補之か
はちのひろかはと云山寺河内国錦部郡弘河寺号竜池山にてわづらふことあり略後すこしよろしとて、歳のはての比京にのほりてと申しほどに文治六年二月十六日なんかくれ侍りける、かの上人先年さくらのうた多くよみけるに

同じくは花のもと——

かくよみたりしをおかしくみたまひしことに、つるに二月十六日望の日おほりときけること、哀にありがたくおぼへてかきつけける

ねがひをきし花のもとにておほりけりはちすのうへもたが

はざらなむ

拾遺愚草 藤原定家卿
家集 二云

建久元年十六日西行上人身まかりける、終りみだれざりけるよし聞て三位中將のもとへ

もちづきの比はたがはぬ空なれどきえけん雲のゆくゑかな
しな

上人先年詠云

ねがはくは花の——

今年十六日望なり

拾玉集 慈鎮和尚
集 云

文治六年二月十六日未時、円位上人入滅、臨終などまことにめでたく、存生にふるまひおもはれたりしに更にたがはず、世のすゑにありがたきよしなん申わびける

又云、ねがはくは花のもとにてわれしなん——とよみをきてそれにてたがはぬ事を世にもあはれがりけり

扱西行上人の俗名を東鑑盛衰記等には憲清と書、作者部類に則清など書てまぢくなれども、台記宇治左府
頼長公記に義清と書れたるによるべし

台記云、康治元年三月云々西行法師来云々、余問年答曰二十五去々年出家、抑西行者本左衛門尉義清也左衛門大夫、
康清子、以重代勇士仕法皇、自俗時入心於仏道家、当年若心無愁遂以遁世人美歎之也百練抄云、保延六年十月十五日西行法師出家二十三

爰に二十三歳と書たるは台記と符合す、しかし上人は元永

元戊戌年の出生にして、建久元年七十三歳にして寂せり

山家集 西行法師 二云

花のうたあまたよみけるに

ねがはくは花のもとにて春死なむそのきさらぎのもちづきのころ

13 仏にはさくらの花をたてまつれ我のちの世を人とぶらはゞ

北野参詣の記

寛政六寅五月廿五日桃下嘉山同道、北野に詣、宮守林静坊は嘉山の縁家なれば、立より庭上の名松を見る、此朝日野齋枝卿御入にて御歌御染筆ありしを拝す、うちに天満宮の神詠とて世につたふ、心だに誠の道にの御詠を染筆あり

心だに誠の道に叫ひなば――

如此まことのを誠にと遊ばされ、靈元院法皇御所宸翰にかくあるよし自筆に遊ばされたり、有難き心の事也

14 養老館路産より浪花如棗亭へ問答書

養老館路産より浪花如棗亭へ問答の写

寄五行恋

胸の火のもゆるおもひも秋風やかく迄にきの替るものかは

寄十二支恋

虎は何千里通ふも厭はしなふられて戻る一あしぞうき

右は只寄火寄虎にて五行十二支のうたにはならざる段御尤に候、しかし五行不残又は十二支不残は読得がたかるべし、さあれば難題なるべきか、はた詠おほせやう御座有べきや御示

し被下度候

栗洞返書

題の書やうあし、かやうに十二支の中册計ならば題十二支の歌よみし中にと題に書てよろしかるべし、寄十二支とありては十二支を詠べき歟、五行同じ、寄五行恋とならば

木 木 土 水 火
木しやうな土気はなれぬみづからを火に入る迄とはかたいかねごと

と

面白からず候へどもかやうのものにて候、当地宗匠達被致候は、一卷の歌石印を以五十点百点など被致候事に候、亡師万英も近比誹諧めきて氣之毒と申ながら如此御座候、はた先巻のうた甲乙付候へば卅点位百点位可分歟に御座候、是も故柳翁の御風委細御示被下度候

答

御尋御尤にぞんじ侍る也、右の趣柳門には一向無之事、板行などになして摺ものがましき事、名を付侍るとても栗里是をくりさと、は言はずりつり、又は栗村などくりむらとよみにて呼事、是等はいかいかましく侍るとてかたく不好こと、なん仰られ侍る、都て俳詣がましき歌の道にはそむけ侍るとふかくなげかはしく申伝へられ侍る也、然らば石印にて雑点がましき事かりにも可有事にあらず、ひなぶり歌といへども同じ八雲の道なれば、一首をよむとてもいやしき言つかひ落首めきたる事ゆめくあるまじき事、恐るべしく、木端社中其教をふかくつゝしみ両節の詠とりかはし侍るといへども、

三井高業学芸資料

板行になして摺ものがまじきてい互にいましめたしなみ申候、猶一首のよしあしは点の長短にて御覽可被成候、又賞美のことばは

珍重々々 珍重 殊亘 亘
たならす きこゆ

其外折にふれては、おもしろく又は甘吟甘心などわたくしの賞美も御座候、先はしめにしるし侍る珍重々々は大極上の賞美と可被思召候、なをはじめにしるせしごとく一首よむともいやしき詞不好事に侍る、御存可有御座侍れども由縁齋教のうたに

狂歌とは箔の小袖に繩帯をこゝろにしめてときつゆるめつ又由縁齋をしへに

連歌は七字をかけて下に綾の小袖を着申候様に仕候、狂歌は紙子にしきの裏を付候、おほかたの人の狂歌布子にあかねもめんうらに候

是も御存にて可有御座候へ共、面白候まゝ序ながら書るし申候、此一紙は栗柯亭所持也

- 15 飯尾彦六左衛門尉常房詠歌(略)
- 16 和名名物

和名鈔

鑪 都美波 劔ノ鼻也

愚案、今いふつばはつるぎはなの略歟

鮫魚 波里万知

鯉 美 鯉属也

同、今いふはまち歟
同、今いふみごひ歟

石陰子

漢語抄云甲嬴加世

同、□□□あはひらだおかせよけんといふ加せは此物歟、和名此次に靈嬴子宇仁あり、奥州にてうにをがせといへり、同物歟

龙蹄子

崔禹錫食經云、龙蹄子和名勢貌似犬蹄而附石生者也、兼名苑注云、石花花或作華二三月皆紫舒花附石而生、故以名之

愚案、万葉のいふせくもあるかのせに石花と書、此物なるべし、又富士のすそセソに石花海あり

寄居子

加美石俗仮用蟹螯ノ二字

同、今がうなといふはかにみなミナの転語乎

胡黎

木患無波蜻蛉之小而黄也

赤卒

阿加患無波蜻蛉小而赤也

愚案、ゑんは古名にして、今やんまといふは此転せる成るべし

- 17 まなこ庄司

契沖川社に云、まなむすめは万葉に愛子をまなことよめれば愛娘也と云々

紀州日高道成寺の鐘の縁起まなこ庄司といふ名は此語より思ひよりて名づけたるにや

18 契沖大管会歌(略)

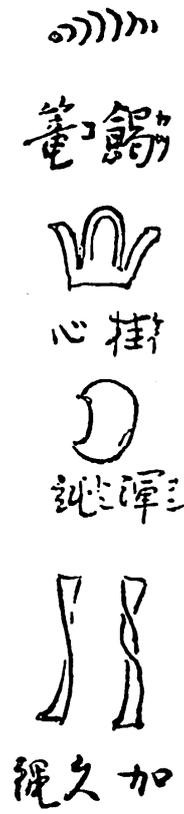
高業抄第五

1 平維章の東海談に

平維章 東海談

南畝叢書

昔の干菓子には江家次第に見えたり、砂糖は後世渡りし物なれば今の如く珍味なるはなかりしとぞ、只糯米麦粉の類にて製りしならん、京師浜嶋内膳は世々これを司りて禁裏の公事あるごとに是を製し奉る、七百年來其製を違へずと聞し、曾て彼内膳が右の菓子の形を木にて刻み模せしを津村氏に贈りしを写す事左の如し



右四種の名目江家次第に見えたり、板本に加久繩を加之繩と誤り書き、之の字久の字に改むべし

同季吟作

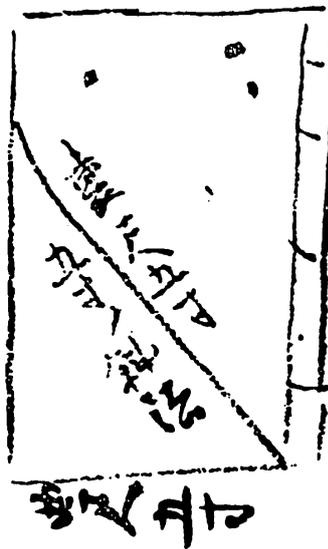
次峯経の事 可見

2 書籍の寸法

小窗問語 東武鈴木忠侯著

書籍の寸法は横曲尺にて六寸ならば縦は曲尺の裏の尺にて六寸に

すべし、縦横ともにうらおもての尺にて同寸にすべし、外題は縦は書物の三分の二、横は六分一なり、書物に限らず縦横ある箱なども、裏表の尺にて同寸にすれば格好よし



方五寸の斜法は裏尺五寸なり、則書物のたて也

3 おどろのかみ他の解

南留別志

かしらにはおどろの髪をいたゞけどしもと見るにぞ身はひえにける

といふ歌は笞杖の罪の事をいへり、笞杖は荆楚にてつくるゆへ、おどろといへるなるべし

愚按、此意は老人の罪に坐しける時の歌にて、おどろのかみとは白髪の乱れたるをいひたるまでにて、荆楚の笞は少しうがちたる歟、只笞杖を霜と見ると云意のみ歟

巡礼行人などのきたる物は衰経の遺制なり、父母の菩提のために喪服の内に観音大日を礼せるゆへに衰経を着たりしが、後には喪礼に亡びて観音大日を礼する服となれり、御ゆつりといふは襟の字をよみ違へたるべし

三井高業学芸資料

愚按、これは笈摺のこと成るべし、此説もいかゞ也
めでたくは愛すべきなり、かたじけなくはかたんずるけもなきなり

愚按、かたじけなきはかたじけなと計もいひて、なきは無の
字の意にあらず

俗語に七里けんばい、又けんはいをふるなど云事有、見敗と書
く、見敗見敗家といふ咒文あり、悪魔を遠ざくる文なり

愚按、もしや七里結界か、今大和万歳のうたふ詞に七里けつ
かいといふことあり

4 伊藤長胤著制度通に(略)

5 諸国大橋間数
諸国大橋間数

武州

両国橋 凡六拾六間 永代橋 凡百拾間

新大橋 凡百間 吾妻橋

三州

矢矧橋 凡式百八間 吉田橋 凡百廿間

勢州

桑名大橋 凡百六拾間

江州

瀬田橋 凡九拾六間 同小橋 凡三拾六間

尾州

枇杷嶋橋 凡八拾五間

城州

宇治橋 凡八拾三間五尺五寸 豊後橋 凡百拾間

三条橋 凡六拾叁間 五条橋 凡七拾四間

淀大橋 凡百三拾七間 同小橋 凡七拾間壹尺五寸

摂州大坂 愚案、此間数非也

天満橋 凡百拾七間 天神橋 凡百拾七間

難波橋 凡百三拾三間

泉州堺

大和橋 凡百間

防州

錦帯橋 凡百丈と云

阿州

介任橋 凡七拾間余

嘉栗云、此外猶奥州南部北上川盛岡舟橋 凡廿五六艘

越中舟見相元ノ棧橋 黒部川

越前白鬼女川舟橋、以鉄環繫、

同福居ノ橋 半板橋半土橋

越中富山神通川舟橋 凡百艘以鉄環繫

6 古跡古跡並のこと

一古跡と云は寛永八末年迄を云

一又古跡並と云は寛永八末年より元禄四末年迄を云

一又元禄四末年已後にて古跡並に被仰付候事も有之、前々寺院
有之節先住之墓二三代も有之歟、若続墓無之候共其節之過去帳

杯有之、本末之訳體に候得は、今逆も古跡並之願相立候事也
 一諸木一年に五分つゝ太く成もの也、五尺廻りも有之木多き所は
 九拾年程之地也、巷尺周り之木は廿年位之木也、乍去土地に
 寄、違有之もの也

7 徂徠鈴録に(略)

8 痲之藥方、秘結ノ藥方(略)

9 日夏重高兵馬茶話抄出九条(略)

10 曾ろり狂歌咄に(略)

11 俗語の仮字(略)

12 太平御覽に(略)

13 井蛙抄に(略)

14 摂陽群談に(節出)

唐船のはしふねを杉板といふ、又小説に遊里の老婆を老杉板といふ、吾国の引ふね、新艘など、ふねによせしも似通ひたり

15 蘆分船抄(略)

16 東武にて巫女をいちこといふは

東武にて巫女をいちこといふは東鑑卷二治承五年七月八日壬午淺草大工参上之間被_レ始_ニ若宮_ノ管_ヲ、先奉_レ遷_ニ神_ヲ於_レ飯殿_ニ武衛参給_、相模国大庭御厨_ノ一古娘_ヲ依_レ召_ニ参_上奉_ニ行_遷宮_事云々下略

此一古のことよりいでならはしたる歟

京浪花にていちどのといふも同じ意歟

17 東鑑第九抄(略)

18 伊勢国松崎盆踊歌、奥州南部えんぶりのこと

伊勢国松崎の盆踊の小うたに

つくしつかこくたづねたれども桜子にはまだ逢はぬ

といふ唱歌あり、案ずるに、かの謡の桜川に日向の国のもの桜子といふ子を勾引され狂女と成りて常陸までくだりしことをいふか、つかこくは九箇国の音をあやまれる成るべし

奥州南部に正月十四五六日大勢あつまり、内一人立烏帽子を着、袴を着、羽折にて藤九郎盛長とて、家々に入りて杖に鳴子を持ってうたをうたふと、家々より錢を遣し領主よりも錢を遣はさる、これをえんぶりといふ、一番に領主台所へ入

これはいかなることともしらず可考

19 古今武家禁秘録に(略)

20 小柴垣(略)

高業抄第六

1 かぶらぬ

参官名所図会四

堤世古

大間国生神社 上略大若子命ハ一名大幡主命、乙若子命ハ一名加

夫良居命と云、度会氏称宜の祖なり、大間広町の左

の森ニ有

愚按、津の国有馬郡山田村かふるる寺ありて、蕪射或は蕪来ともさまぐに書て、浮屠の説に聖徳太子夷賊にかぶら矢射

玉ひし矢こゝにありなどをまうけたれ、所詮は此加夫良居命を祭りし旧地なるべし

2 万里小路の訓

柳馬場の本名万里小路と書て、までの小路といふ、万里をまでとよむこと心得がたし、もしや里の字、呈の字にて万呈小路を誤り書伝べしにや

3 鉢の木のうすい川

鉢木の謡曲に、すみの衣のうすい川くたす筏の板鼻やとうたふ、今板鼻のほとりに碓氷川といふ川見えず、案るに上州(マ、)からす川といふあり、これうたがふらくは碓氷川を後世好事のもの烏水など書しを、猶あやまりてからす川と唱へ謬りたるなるべし

4 トチメンホウ 稽老山 中将姫

水戸史館珍書考に、或問、世ノ俗のもの、鬧敷事をトチメンホウフルと云事、いつれの書にわけ有るや如何
信答、此事成程出所あり、酉陽雜俎卷七紙廿四枚目に趙王ト言もの呉都之市の賑なる鬧敷所にうろたへ来て言ふ様、東市迷方西市失途ト有、是より出たる世話なり、故にトチメンホウト云は誤り、トシメイホウと言ふべし

嘉栗案、此事左もあらんか、しかし或人の話に山家にて椽ようの実を粉にして麵にうちて喰ふに、甚粘ネバ気なきものゆへ、その棒にて打に手はしくせざれば干破できるゆへ、棒をふるこ
とせはし、此故に世話しき事を椽麵棒ヲフルと云と云へり、これも又聞えたり

同 或問、斑女の謡に、稽老の山といふ事、異国にも有る山にや
答、此稽老山の事は大方不知、日本の稽老山は江州鏡山をいふ、朝鮮筆記卷十二紙六十枚目に見えたり、昔朝鮮の客来朝して鏡山に上り臨漳県の稽老山に髣髴と云へり、是より稽老山とも云へり、異国の稽老山は朝鮮の都を去る事百二十里と云へり、昔稽老山と云者隠遁したる山なる故、稽老山と云と彼書の註に見えたり、謡の抄などには鷄籠山と云り、可笑事也

嘉栗案、鏡山を稽老山といふ事いぶかし、鷄籠山と書てトコノ山といふ和訓にて則犬上のとこの山なるいさや川とよみし所なり、犬上郡也、又美濃といふ説も

同 或問、日本中将姫の事いつぞや先生中将姫の文字には非ずと仰られし、此事皆世間古今中将姫と覚侍る如何 答、横萩豊成の女を皆中将姫と書り、大なる誤也、中乗姫と書べし、如何となれば此女幼時より仏法に帰著して三蔵の要教を聞熟し、少年の比律戒を持ち仏乗の下に乗円覚のしめしを悟りて、後に中乗上檀の法門に眼を見開て一鉢衣を中観の枢紐に請たるほどの法尼也、自我身を許して中乗尼と云へる事、扶桑釈志卷七紙廿七枚目に見へたり、世人是を知らずして中将姫といへり、又日本の旧史を見るに此女中将の官に任ぜられたる事曾以なし、下品下乗中品中乗上品上乘の事委く三昧経等に見へたり

嘉栗案、中将姫の事さだかにしりがたし、尤釈氏の説には後にまうけたる語多し、いかに幼より仏教にかたぶくとも始よりかくは名つくまじ、中乗の意味を悟りてのちにこそ中乗尼

ともつくべし、さればはじめの名なくてはあらじ、又旧史に
 此女中將の官に任じたる事なしとはいかゞの説也、女を中將
 に任ずる事さらになし、中將姫などいふはその父の官により
 て名づくる事にて、豊成中將の(姫方)此女内にめされて中將姫な
 ど名づけ給ひしが、世に伝ふ継母の纒雲雀山の事など多くは
 のちにまうけたる説にて、仏説に附会したるつくりものがた
 り、すでに雲雀山といふ名、和州紀州両所においていづれと
 もさだかならず、猶考べし

8 日域行脚記といふ書

日域行脚記と云書、豊前宇佐の辺の僧の記也、中津逗留中に見
 る、諸国を巡りて色々書記して俗書ながら中に奥州平泉の所に
 云、

上略中尊寺其外礎石計也、石ノ窖ノ中ニ清衡基衡或秀衡等ノ不変
 ノ御靈室アリ、元禄十二年ニ中尊寺普請之時トカヤ、秀衡一ゾク
 死ガイ其外色々ホリ出ス、先ツ佐藤入道清衡ノ龕長サ六尺横三尺
 白アヤニテ卷キ黒塗リ死ガイハ常ノ人ヨリ黒ク見エケリ、棺ノ内
 ニ惣金拵ノ大小アリ、其外色々歌ナドアリ、元衡基方ノ屍白装束棺ニ
 テ卷キ黒塗錦ノヒタ、レハカマアリ、棺ハ右同断、秀衡ノ棺布卷
 キ朱塗リ錦ノ直垂袴アリ、棺長サ同断、基衡ノ棺ノ内ニタバコボ
 ンアリ、板ハ朱塗、清衡ノエモンノ内ニ鎮守府將軍ノ御判并御状
 共アリ、文治五年ノ事也、泉三郎首アリ、箱ノ内ニ二尺四方黒塗
 也、文治五年ヨリ元禄十二迄五百十五年ニ当ル也、此書付ハ元禄
 十二年十月廿日ニ平泉村中尊寺ヨリ時ノ寺社奉行大河内源太夫殿

ニ指上ル写也、疑モナキコト也、下略

嘉栗云、これは宝永七寅より六年かゝりて巡国せし僧即性と
 云者也、基衡棺中タバコボンはめづらし、いかゞのものにや

6 京七月十六日送り火のこと

京七月十六日送り火のコト

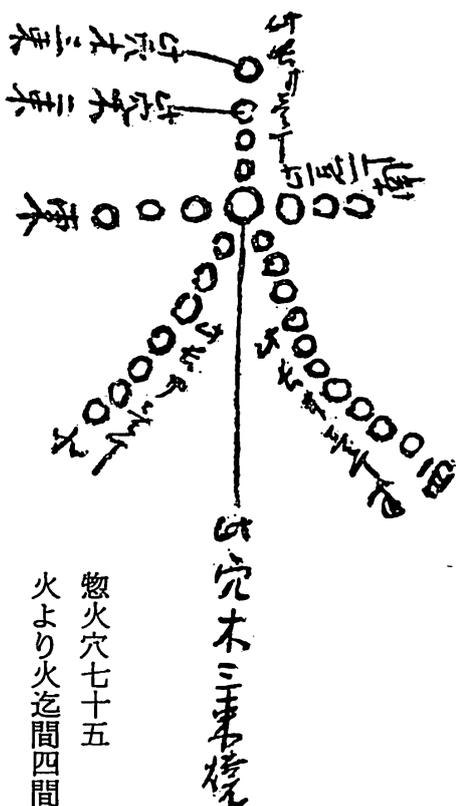
二条御城より五拾丁 城州(宿院)愛郡浄土寺山

一大文字

浄土寺村より燈之

割木四貫目束八十束 但割木銀閣寺より出之

人数五拾人



同一里半 同国同郡松ヶ崎たゝら山

一妙 松ヶ崎村より焼之

同東 松ヶ崎上之山

一法

三井高業学芸資料

各五十間四方、人数両方にて八十人
割木五十束

同一里半 同国同郡西加茂郷明顕堂山

一船 舳先より鱸迄式町 西加茂郷より焼之

割木五十束

人数五十人

同七十町 同国葛野郡仙翁寺村鳥の本山

一鳥居 仙翁寺村より燈

壺町四方、割木八十束

人数四十五人

右は愛宕山神事にて不浄を退候由、送り火にては無之候

同式拾五町 同国愛宕郡大北山村鹿苑山

一左大文字 大北山村より燈

三十五間四方、木数七拾束

人数二十五人

同三拾町 同国葛野郡鳴滝村砥山

一広筋 鳴滝村より燈

壺町半、木数十束

人数拾五人

同三十町 同国同郡福王寺村まところ山

一長刀 福王寺村より燈

壺町半、木数十束

人数拾五人

同七十町 同国同郡北嵯峨村

一文字 長尾山 式ヶ所 北嵯峨村より燈

式町半、あさ木松明八拾抱

人数二十五人

同五十町 同国同郡池裏村遍照山

一一文字 池裏村より燈

一町半、あさ木松明六十抱

人数二十人

已上

7 住吉宝の市、合邦ヶ辻、下鴨坊が死のこと

一九月十三日住吉宝の市とて人々群集しあへり、或人云、これは宝の市にはあらじ、田刈の市なり、その故は夏御田植の神事ありて乳守の遊女是を務む、田植あれば田刈なくてはあらじを宝と唱へ誤りたるなるべしといへり、さもあらんかし、是につけても合邦が辻の名色々雑説あれどもひとつも信じがたし、こゝに住吉勝間の笹岡氏栗圃は予同門の懇友なるが、所に住なれていへる事有、住吉に玉出の岸、玉出の神事等のことにて玉出の里など考へ合せたる事どもありて、玉出実記といふものをあめり、今の徳間村などは昔は海中にてありしよし、これによりて愚考ふるに玉の寄りし浦ゆへにもろこしの合浦に比してそのほとりを後世街道と成りても合浦か辻といひしか、奥州に津軽かつほふ外か浜といへるは、ふるく俗の口称にして、かつほうといふこと心得たる人なし、是も津軽の今舎利浜といへるは今に

玉石を出せば、同じく合浦なるべし、志摩国おふの浦のふるく
桜麻の芋生の浦とよみたれども、志摩もとは伊勢とひとつにし
て、いせの海清き渚のたまゝもなどいひつたへ、今もいせ真
珠とて玉をいだせば、恐らくはこれもあふの浦合浦の訓にては
なきやとぞ思はるゝ

われ下鴨にかり居しける所の名を坊が死といふ、いかなる訳に
やと里人にとへば、昔法然上人洛にて法談ありしに、毎日異人
来りて聴聞しけるを、上人只人ならじと思ひ若僧をつけてかの
帰る跡に随はしめたるに、此ほとりにて異人ふりかへり見けれ
ば、若僧そのまゝ倒れ死しける、是はかもの明神にておはしけ
るが、その神罰にあたり死せしよりかく所の名とせりといへ
り、心得がたき事に思ひて考ふるに、これは古へ鴨川満水の時
は禁庭より防鴨河使をつかはされ修理せしめ玉ふ、その防鴨河
使の官舎にてもありし所ならんを、坊が死とわけもなく謬り来
れり、防鴨河使を鴨の字をよまで、ぼうがしと唱ふるは雅言の
よみくせなり

8 日野資枝卿染筆員柳翁画像讚（略）
9 故実類聚に（略）

高業抄解題

こゝに抄出紹介した『高業抄』は、例言に略記した通り、三井
高業自筆の随筆稿本で、三井高陽氏の所蔵にかゝる。全六冊、各
冊の丁数は第一―七〇丁第二―三三三丁、第三―三三一丁、第四―三
二丁、第五―五二丁、第六―一一一丁である。

その内容は、読書のさいに備考のために書き抜いたものが最も
多く、あとに「愚案」として筆者の感想や意見を書き添えている
場合が少くない。そのような諸書の引用の間に、時々の見聞や思
うところを書きつけた随想が挿入されて、本書を構成している。

本書を通じて第一に印象づけられるのは、筆者の博覧である。
その読書範囲は漢籍に乏しく、ほとんど和書に限られていたよう
であるが、六国史から中世の日記・詩歌・紀行、当代の随筆類に
いたるまで相当の拡がりを示していたと覚しく、本書の引用書だ
けでも七十種を超える。筆者の蔵書目録が伝えられていないけれ
ども、かなりの蒐書家であったことゝ推察されるし、家業の傍ら
それだけの読書量をこなしたのは、相当の勉強家であったことが
想われる。

諸書からの抄出を通じて窺われる筆者の関心の幅は広いが、惣
じて故実・故事についての考証的な興味に貫かれているといつて
よい。第四冊13にみえる西行の歿年を古来の通説であった建久九
年（一一九八）説を排して建久元年（一一九〇）と確認した考証

三井高業学芸資料

(現在これが定説となっている)は、その全文を高業のものとして定できるかどうか疑問の余地が若干あるけれども、考証家としての力量を窺うに足るものである。

高業がとくにコトバの原義と意味の変化に強い関心を懐いていたことも注目される。別に紹介する予定の筆者の書簡によると、筆者は本居宣長の存在をその門人である同苗三井高陰を通じて知っていたけれども、加茂真淵の著作とともに彼の読書範囲に入っていた形跡がなく、契沖の著書をよく読んでおり、それ以前の古典注釈書にも手を延している。そして、それら在来の注釈の上に、方言として現に各地で使われている民俗としてのコトバの使用例を重ね合わせて、新しい解釈を試みているところに、筆者の特色があると思われる。

古語の解釈に民俗としてのコトバを援用することは宣長の注釈学の特徴と認められているが、そうした手法が必ずしも宣長の独創でなかったことを、本書は示している。その場合、本書の筆者の方言に関する知識が、伴蒿蹊や百井塘雨などの紀行に負うところが少なくない反面、自らの旅中の採訪によるものが多い点は、とくに注目に価いであろう。因みに百井塘雨は京都の富商万屋の出で、近江八幡の豪商伴家(家号伴伝)の蒿蹊はその師にあたる。高業が蒿蹊と直接の交友を結んでいた証拠は今のところ見当たらないが、塘雨と極めて親しい関係にあったことは『笈埃随筆』(日本随筆大成第二期一二巻所収)に高業の書入れが多数挿入されていることによっても明らかである。

高業は、墓誌に「山水の癖あり」と書かれているように、蒿蹊や塘雨に劣らぬ旅行家であった。もともと三井家の当主たちは営業店での勤務が家則によって義務づけられていたので、自由に旅行することは許されなかったが、高業は京都と江戸とを往復する機会を利用して、伊勢を廻り、北国路を通り、また木曾路を経るなどして極力足を延したほか、とくに天明元年(一七八一)に長崎、寛政一〇年(一七九八)に豊前・豊後へ旅するなど、その足跡を印した土地は広く、そのたびに旅行記を残している。そうした彼の旅が単なる金持の物見遊山でなく、先き先きの生活や民俗に注意ぶかい関心をよせたものであったからこそ、古語の解釈に役立ちえたのであったし、また奥州白石領の百姓娘による侍への敵討を素材とするあの碁太平記白石噺の劇作へもつらなっていたのである。

このような古典や民俗への関心は、彼に国学者に一脈通ずるような意識を懐かせていたようにみえる。例えば、徳川將軍を国王と称すべしとする太宰春台の『経済録』の説に対する批判(一—14)などに、その一端があらわれている。もとより当代屈指の御用商人であったから、きわだった体制批判の眼をもっていたわけではないが、既存の権威から相対的に自由な立場でものを見、ものを語っていたことは、本書中の随想部分の文章によくあらわれており、その意味でいえば、本書は江戸時代後半の商業ブルジョアジーの意識をうかがうための一資料である。

高業の遺作のうちに『つらつら反古』と題する随筆のあったこと

とが、後掲する皆川淇園撰文の墓誌にみえている。永くその所在の知れなかったこの書は、自筆の稿本が後裔三井高陽氏の手で発見されたが、それは専ら本書の中から随想部分の一部を抽出して一巻としたものであった。もっとも、別の一巻とするに当って、各項目の書き出しを「つらつら思ふに」の一句を加えて揃えるなど、文章の体装を整えたり、表現に加筆、訂正をほどこすなど、若干の手が加えられてはいるが、本書中にならない文章は一つも含まれていない。このたびの抄録に*印を付した項目が『つらつら反古』に採録された部分である。

本書の執筆は、年次記載のある限りでいって安永二年（一七七三）、高業二七歳から始められている。そして第六冊の8に、豊後中津に逗留中に見た『日域行脚記』なる宇佐の僧の紀行を引用しており、これは寛政一〇年（一七九八）の九州旅行中のことであるから、少くとも死の前年まで、およそ二五年の永きにわたって書き継がれたものである。そして本書からの『つらつら反古』への摘録は第三冊までの中から行われていて、第三冊の執筆は寛政初年にかゝると認められるので、『つらつら反古』の編成された時期も、ほぼその頃と推測される。

本書には、筆者が接触をもった学者・文人に関する記事が随所に散見する。とくに若年のころの師であった世継井斎（謙溪）についての「歿後の記」（一一七）は、『平安人物志』などで僅かにその名を伝えられ、またその短冊が蒐集家に愛蔵されるにすぎなかったこの文人肌の儒者の片鱗を伝える貴重な資料である。また

「高登子詠草奥書」（一一三三）は、年長の同苗で次男家の第三代当主であった三井高登の詠草に加えられた宮部義正（三藻、高崎侯の家臣で冷泉為村門下の歌人。寛政四年歿）と小沢蘆庵（玄中）の評を写したものである。高登は子竜と号して、主として服部南郭系統の儒者たちと広く交り、また和歌をたしなんだ三井家の中での文雅の先輩である。その高登が和歌を蘆庵に学び、その添削をうけた作品を義正に見てもらっていたことが知られるが、蘆庵といえは三井家の子女に与えた破門状が古くから公にされている。その子女というのが高登の娘たちであって、彼女らに宛てた蘆庵の書簡も何通か伝えられている。後年そのようなトラブルを生じた蘆庵と三井家であったが、自分の添削した高登の詠草に加えられた義正の評言をみて書いたこの奥書は、蘆庵の人と歌論を知る上に好個の資料といえることができる。

なお高登と並んで高業にとって先輩の同苗文人に、四男家の当主三井高興がおり、片岡朱陵（肥後侯儒臣）・渋井太室（佐倉侯儒臣）に儒学を学んでいた。高業もまた朱陵に学んだことが門人嘉声が書いた『仙果亭嘉栗行状略』によって知られるが、本書には朱陵に関する記事が見えていない。一方太室に関しては、その著『襟識志』からの書抜きがあるほか（一一四四）、高業が太室の依頼に応じて女帝の御衣のことを調べた記事もみえる（一一三一）。そしてこの調査を仲介した神服讃州なる人物は、本書中にその名が散見し、高業に蔵書を貸与したり（一一一四）、鞍馬へ同行したり（一一三二）したことが本書にみえている。この神服讃岐守は蚕

三井高業学芸資料

ノ社として知られる洛西木島神社の神職であった。いまその伝を詳にしないが、木島社は呉服商を本業とする三井家が正徳三年（一七一三）に当時新町三井家の奉公人であった江尾市兵衛という者に同社の神職株を買わせて神服日向守宗夷と改名させ、再興を援助するとともに、宝暦二年（一七五二）に三井家の先祖をまつる顕名霊社を境内に祠って祈願所としたところである。神服讚州は日向守宗夷の後である。

そのほか、本書中に散見する狂歌々人に関する多くの記事も、未開拓の上方狂歌史の資料として役立つものと思われる。

終りに、本書の料紙について付記しておく。富豪の手稿であるから、原本の用紙はさぞ立派なものが使われていると想像されるかも知れぬが、実は大部分が反古の裏を利用した、粗末なものである。そのうち最も多いのは、来状の包紙を利用したものである。ほかに狂歌集『通題各詠嘉栗集』の草稿や、浄瑠璃台本の裏を利用した分もあって、白紙の使用はほんの僅かである。高業が本書の「世に費といふ事は」（二一—一四）「昔の貧乏と今の貧乏と」（二一—二四）などの項で展開している貧富、浪費などについての論説は、決して空論ではなかったものであり、若くして遊里・劇場に遊んだと自ら語っている著者の実像が、その生涯を通じて一個の篤実な営業者、生活者であったことを、端的に物語っているのである。

付記 この抄出に当って原本を貸与して下さった三井高陽氏に感謝する。解題は抄録原稿の校合にあたった今井典子氏が

在職中に作っていた詳細なメモを素材として中井信彦が記した。

付録 三井高業墓志（大阪市生玉西方寺所在）

居士諱高業、字公勤、姓藤原、其先曰大職公右馬助信生、御堂関白道長五世之孫也、領采地於近江滋賀郡三井之邑、至孫正三位右衛門督定臣、始以三井為家号、其裔孫三井宗慶諱高博、居士之父也、母三井宗清之女也、居士兄高邦、称次郎右衛門、後改称八郎次郎、居士以延享四年丁卯正月七日生、幼名曰長次郎、後改称八五郎、又称次郎右衛門、高邦以安永七年戊戌三月廿九日歿、無子、因以居士為嗣、明和九年壬辰七月十九日、乃継承管大府飛幣務職事、娶長井九郎右衛門高孚之女、先歿、葬于衣笠山下等持院、生女長曰峯、次曰駒、早夭、男曰虎之助、亦夭、天明四年甲辰十月、讓職於庶出長五郎高英、而身携妻子、退寓于其族家原氏之家、於是養同族安之允政董之男安之助政昭為子、以女峯与之配、政昭号嘉蘭、年尚少、居士撰視其家事、因更称氏家原、改俗称、以其幼名称長次郎、寛政八年丙辰十二月、有故徙于近江大津、九年丁巳五月、復徙于浪華江戸港、居士有才器、又自幼好讀書、及成童受業於世継井齋、井齋歿後、見渋井太室、尊信之、如師、平生所交多風流之士、晚年專耽本邦旧記之書、人称其博覽彊記、又好戲歌、宗尚由縁齋之風、明和三年丙戌冬、遂為栗柯亭木端之弟子、深究其道、号曰嘉栗、亭号曰櫻果、皆木端所命也、齋号曰由甲、以其本生

男政昭
謹建

於京油巷當_二押巷_一之里、因拆_二其兩巷文字_一也、其所_レ詠膾_二灸人口_一者頗多、卜居後師道大行、亦由_二居士鼓動之力_一云、遊_二居士之門_一者亦日隆月盛、所_レ著有_二熟思反古・雙岡・貞柳伝・辰市諸書_一、皆已梓行、有_二縉紳某公_一、大賞_二其書_一、特賜_二之序文_一、有_レ諱故闕_二其名_一云、木端歿後、其門人會集閱_二其遺書_一、其中有_レ書、曰、嘉栗篤志_二吾道_一者也、与_二任風子_一、相並以_レ獎_レ之、任風子其高足四人之一也、有_二栗圃子_一与_二居士_一交尤厚、時在_二其座_一、親見_レ之、後以語_二之於居士_一、悅願請_二一覽_一、門人或曰、既秘封矣、居士終身以為_レ憾云、居士身生_二豪族_一而自奉如_二貧人_一、不_レ好_二矜飾_一、恒衣_二布葛_一、不_レ修_二容貌_一、雖_レ嗜_レ酒、不_レ好_二滋味_一、以_二不足_一為_二其樂_一、又有_二山水癖_一、善登陟、出_レ門必携_二一簞一瓢_一、每_レ遇_二適意之境_一、不_レ醉不_レ還、有時或手自写_二其景致_一、是以世所_レ稱名区、蹤跡殆遍、自_二明和二年乙酉秋_一、至_二於寬政十年戊午夏_一、所_レ游歷_二計四十五国_一、如_二大和芳野山_一、至_二于三過_一、其他東奥・北越・常陸・兩肥・淡島・但馬・兩豊、率再游云、寬政十一年己未四月廿日、携_二門人嘉文・楚石_一、舟泝_二于伏水_一、卒癸_二癱瘓_一、輿載歸_レ家、針灸無_レ驗、廿四日壬子歿、年五十三、葬_二于浪華生玉西方寺之後園_一、銘曰

富而無_レ驕 灑脱知_レ命 克復_二其初

保_二厥宗姓_一 晚節尤高 優游戲詠

寬政十一年己未七月十七日

平安 皆川愿撰并書

幕串のあとはそのまゝありながら夕暮淋し花の木のもと

飲つゝけ日数もひいふうみいら取そのむかひさけく

凡例

本資料は『三井文庫論叢』第一一〇
一〇二号に掲載された史料紹介をまとめ
たものです。
史料解題の執筆は中井信彦・今井典子。

三井文庫史料叢書

三井高業学芸資料

『高業抄』抄出

上・下

二〇二四年発行

編集発行

公益財団法人 三井文庫

郵便番号 一六四一〇〇
東京都中野区上高田五
一六
電話 〇三三三三八七
九四三
一
<http://www.mitsui-bunko.or.jp>
©Mitsui Bunko 2024. Printed Japan